

■ 基本的な考え方

建築物の便所は、高齢者、障がい者、子育て中の者等、すべての人が利用しやすいように配慮が必要になります。

近年、多様なニーズに応えるため、車椅子利用者用便房が多機能化され、利用者が集中し、広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっています。また、異性介助や性的マイノリティへの配慮として、男女専用のトイレ以外に、男女が共用できる便房設置のニーズが高まっています。

便所には、施設用途や利用者ニーズを踏まえ、個別機能を備えた便房を適切に設けるなど機能の分散化に配慮が必要です。

■ バリアフリー整備基準

	内容	関連条項	対象規模
一般基準	【便所全般に係る基準】		
	①不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所(以下「不特定多数利用便所」という。)は、階数に相当する数の便所を、特定の階に偏ることなく利用上の支障がない位置に設けているか(国告示 1074号第二に該当する階は除く) ※なお、条例で義務付け対象に追加された特定建築物については、規定中の「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する」を「多数の者が利用する」と読み替えて適用される。	令 14-1 国告 1074-1,2 令 25	
	②表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられているか	条 17-1-1	別表第 1
	③手洗い器に特定水栓(レバー式、光感知式(センサー式)等)を設置しているか(各便所 1 か所以上)	条 17-1-2	
	④必要な照度を確保し、床面、壁面及び出入口戸は色の明度差等で識別しやすいか	条 17-1-6	
	⑤聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)を設けているか(ホテル・旅館の客室に設ける便所を除く)	条 17-1-5	別表第 3 (1,000 m ² 以上)
	【車椅子利用者用便房に係る基準(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)】		
	⑥-1 車椅子利用者用便房を次の数以上設けているか	令 14-2	別表第 1
	(1) 床面積の合計 1,000 m ² 未満の場合 → 1以上 (2) 床面積の合計 1,000 m ² 以上の場合 → 必要設置数以上	条 17-2-1 国告 1074-3	
	⑥-2		
	(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	国告 1074-4-1	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保しているか	国告 1074-4-2	
	(3)操作が容易な大便器洗浄装置(くつばら式、光感知式等)を設置しているか	条 17-3-1	別表第 6
(4)手洗い器に特定水栓(レバー式、光感知式(センサー式)等)を設置しているか	条 17-3-2		
(5)大型ベッド等を設置し、当該便所の出入口に表示しているか	条 17-3-3		
⑦建築物の主たる出入口の付近に標識を設置しているか(令 20-1 による案内板を設置する場合を除く。)	条 17-5,6	別表第 1	

	内 容	関連条項	対象規模
	【オストメイト対応設備を設けた便房に係る基準(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)】		
	⑧水洗器具(オストメイト対応)を1以上、設けているか	令 14-3	別表第 1
	⑨次の場合、水洗器具専用の流しを設け、温水シャワーを備えているか(簡易水栓設置を禁止) ----- ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ----- ・公衆便所 ----- ・床面積の合計が 1,000 m ² 以上の特別特定建築物	条 17-4	条 17-4
	⑩建築物の主たる出入口の付近に標識を設置しているか (令21-1 による案内板を設置する場合を除く。)	条 17-5、6	別表第 1
	【子育て支援設備の設置に係る基準(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)】		
	⑪1以上の便房にベビーチェア等を設け、当該便房及び便所の出入口に表示しているか	条 17-2-2	別表第 1 (学校以外)
	⑫1以上のベビーベッド等を便所設け、当該便所の出入口に表示しているか (ただし、おむつ交換ができる場所を他に設置する場合を除く)	条 17-2-3	別表第 4
	【不特定多数利用便所に係る基準】 ※ ⑬は車椅子使用者用便房を不特定多数利用便所と兼用して1箇所しか設けない(車椅子使用者用便房以外の便房を設けない)場合は適用外		
一 般 基 準	⑬車椅子使用者用便房以外の便房に腰掛便座を、1以上設けているか (男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)	条 17-1-3	別表第 1
	⑭男子用小便器を設ける場合は、床置き、壁掛式(受口の高さ 35cm 以下)などを1以上設けているか(車椅子使用者用便房への設置も可とする)	令 14-4	別表第 1
	⑮1以上の男子用小便器は周囲に手すりを設け、当該小便器のある便所の出入口は幅 80 cm以上であるか	条 17-1-4	別表第 1
	⑯ ⑫とは別にベビーベッド等(おむつ交換ができる場所を他に設置する場合を除く)を、⑧とは別に水洗器具(オストメイト対応、簡易水洗可)を1以上(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)設け、当該便所の出入口に表示しているか	条 17-2-4	別表第 5
	【車椅子使用者用簡易型便房に係る基準】		
	⑰車椅子使用者用簡易型便房を1以上設けているか (男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)	条 17-2-5	別表第 5
	(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	条 17-2-5-7	
	(2)便所内の当該便房までの経路は車椅子が転回できる構造とし、階段又は段を設けていないか	条 17-2-5-イ	
(3)当該便房のある便所の出入口に表示しているか	条 17-2-5-ウ		
(4)利用居室から当該便房までの経路のうち 1 以上を移動等円滑化経路にしているか	条 17-2-5-エ		
(5)当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他車椅子使用者の利用に配慮しているか	条 17-2-5-オ		
(6)操作が容易な大便器洗浄装置(くつべら式、光感知式等)を設置しているか	条 17-2-5-カ		

■ バリアフリー整備基準の解説

< 便所全般(不特定多数利用者便所、車椅子利用者用便房等) > ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
① 配置	<p>【用語】</p> <p>便所・・・複数の設備(小便器、大便器等)が配置された空間をいう。</p> <p>不特定多数利用便所 ……不特定多数の者等(不特定かつ多数の者、又は高齢者、障がい者等)が利用する上で支障がない位置(特定の階に偏ることなく設けられる)に配置されている便所。</p> <p>便房・・・1つの大便器が配置された区画をいう。</p> <p>車椅子利用者用便房 ……車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして、腰掛便座、手すり等が適切に配置され、十分な空間が確保されている便房。</p> <p>車椅子利用者用簡易型便房 ……車椅子が使用可能な有効幅や空間を確保し、腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設けることで、自力で腰掛便座に移乗が可能な車椅子利用者等の利用を可能とする便房。</p> <p>●不特定多数利用便所は、階数に相当する数の便所を、特定の階に偏ることなく利用上の支障がない位置に設けているか。ただし、以下のいずれかに該当する階を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上階であり、かつ、便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口付近に設けられている階 ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、滞在時間が短い階、その他の建築物の管理運営上便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 <p>◇車椅子利用者用便房又はオストメイト用設備、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、適切に便所内に分散して配置する。</p> <p>●案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号(ピクトグラム等)で分かりやすく表示する。</p> <p>◇便房の戸には、便房の設備内容を文字や図記号等により分かりやすく表示する。</p> <p>●「13 標識」の一般基準の⑨⑩標識を準用する。</p>	<p>標 2-10.1.1 設計の考え方 令 14-1</p> <p>令 14-2 条 17-3 国告 1074 条 17-2-5</p> <p>令 14-1 国告 1074-1、2 【図 14～26】</p> <p>標 2-10.1.2.1</p> <p>標 2-10.8.3.6.1 標 2-10.8.3.6.2 【図 11】</p>
② 仕上げ	<p>●床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。</p> <p>※「滑りにくい材料」は、建築基準法施行令第 26 条第 1 項第 2 号と同様の措置をもとめている。(「24 滑りにくい床材」を準用する。)</p> <p>◇排水溝等を設ける場合は、視覚障がい者や肢体不自由者等にとって危険にならないよう配置に配慮する。</p> <p>◇床等の清掃性に配慮する。</p>	<p>条 17-1-1</p> <p>標 2-10.8.3.5</p>

項目	解説	参照条文等
③ 洗面・水栓器具	<p>●肢体不自由な方等が容易に手洗いできるよう、各便所の手洗い器又は洗面器 1 以上(男女用の区別がある場合はそれぞれ 1 以上)に、レバー式又は光感知式(センサー式)等の操作が容易な水栓とする。</p> <p>◇吐水口の高さは車椅子使用者に利用しやすい位置(洗面器の手前淵から 30 cm以内)とする。</p> <p>◇洗面器の下部は、車椅子使用者の膝が入るよう、下部スペースは高さ 65 cm程度とする。</p> <p>◇手すりを設ける場合は利用に配慮した位置とする。</p> <p>◇冬季の使用や手の汚れを落としやすくするため電気温水器等を設置し、湯が出るようにする。</p> <p>◇鏡は、洗面器具の上部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 100 cm以上の高さで設置する。</p> <p>◇洗面器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフックを設ける。</p>	<p>条 17-1-2 条 17-3-2</p> <p>【図 13】</p> <p>標 2-10-2.3.4.6</p>
④ 弱視者への配慮	<p>●照明設備の設置などにより、通行に支障が生じない明るさを確保する。</p> <p>●床面、壁面及び出入口戸(トイレブース、ライニングも含む)は、その存在を認識しやすいよう、色のコントラストの差を大きくする。なお、相互に近接する部分として、三方枠や巾木などのコントラストを大きくすることでもよい。</p> <p>(参照: II 施設整備の配慮事項及び設計事例集 1弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集)</p>	<p>条 17-1-6 【図 12】</p>
⑤ 聴覚障がい者への配慮	<p>●聴覚障がい者に、火災発生等の緊急事態の情報を伝達するため、光によって報知する警報装置(フラッシュライト等)を設ける。(ホテルの客室に設けられる便所については、除く)</p> <p>●フラッシュライト等は、便所の戸を閉じた状態でも、その点滅が便房内で十分識別できる位置に設置するとともに、その点滅が緊急事態を表す旨を便所内に表示する。</p> <p>◇フラッシュライトは白色光とする。「光警報装置の設置に係るガイドライン(令和 7 年 1 月 30 日付け消防予第 30 号)」を準用する。</p>	<p>条 17-1-5 【図 10】</p> <p>標 2-17.2.1.2.1</p>
◎案内図	<p>◇便所の出入口には、文字や記号により、男女の別、男女共用、便所内の内部の配置・設備を分かりやすく表示した案内図を設ける。</p> <p>◇視覚障がい者の利用に配慮し、音声による案内・誘導を行う。</p> <p>◇触知案内板等は、床から中心までの高さが140cm程度となるように設置する。</p>	<p>標 2-10.8.3.6.1</p> <p>標 2-7.2.2.3</p>
◎留意事項	<p>◇便所までの経路に点状ブロック等を設ける場合は、車椅子使用者用便所の集中利用を避けるため、不特定多数利用便所に誘導する。</p> <p>◇便所には手荷物置台や小物・衣類をかけるフックを設ける。</p> <p>◇発達障がい等による感覚過敏への配慮として、十分な換気等による臭気等の対策や光や音について可能な限り低刺激である設備を採用する。</p> <p>◇当該便所の出入口の廊下等には、非常呼び出し表示ランプを設け、事務所等に警報盤を設ける。</p> <p>◇非常呼び出しボタンの位置は、発達障がい者の誤操作に配慮した位置とする。</p> <p>◇性の多様性や異性介助者、家族による同伴者等に配慮した男女共用トイレを設置する。</p>	

<車椅子使用者用便房> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
<p>⑥ 車椅子使用者用便房</p>	<p>●車椅子使用者用便房を次の数以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)を、原則、不特定多数利用便所を設ける階ごとに設置する。(当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を、別の階に設けることも可能とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積の合計 1,000 m²未満の場合 → 1以上 ・床面積の合計 1,000 m²以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> <床面積が 1,000 m²未満の階(小規模階)を有する場合> 小規模階の床面積の合計が 1,000 m²に達するごとに 1 以上 ただし、便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上を設ける。 <床面積が 1,000 m²以上 10,000 m²以下の階を有する場合> 1以上 <床面積が 10,000 m²超の階(大規模階)を有する場合> 階の床面積が 10,000 m²超 40,000 m²以下 → 2以上 階の床面積が 40,000 m²超 → 20,000m²ごとに1以上(端数切り上げ)を追加 ただし、当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上を設ける。 <p>●以下を満たす場合は車椅子使用者用便房の設置は不要とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地上階で、出入口に近接する別施設(同一敷地内のものに限る)に車椅子使用者用便房がある場合 ②不特定多数利用便所の設置階に設けなければならない車椅子使用者用便房を、建築物の利用形態等を勘案して別の階に設ける場合 ③不特定多数利用便所に男女の区別を設け、そのどちらか一方の性別用の便所を設ける便所設置階において、当該便所設置階に同じ性別用の車椅子使用者用便房を設ける場合 <p>※③については、不特定多数利用便所として設けていない性別用の車椅子使用者用便房の設置は不要。</p> <p>●小規模階及び大規模階を有する場合の床面積の考え方は、バリアフリー法では、床面積はボックススペース等を含めた全体の面積を対象規模としているが、小規模階及び大規模階の判断に用いる床面積は「不特定多数が利用する部分の床面積」となり、ボックススペース等は含まない。</p> <p>●車椅子使用者用便房の設置イメージは、令和6年国住街第 78 号技術的助言参考資料を参照(P117～)</p> <p>◇不特定多数利用便所内に車椅子使用者用便房を原則 1 以上設けることが望ましい。</p> <p>◇異性介助に配慮し、男女が共用できる位置に設ける。</p> <p>◇だれもが使いやすく、位置を把握しやすいよう、不特定多数利用便所と一体的もしくはその出入口に設ける。</p> <p>◇複数設置する場合は、設備のレイアウトを左右対称にし、便所へのアプローチや移乗方法を選択できるようにする。</p>	<p>令 14-1,2 条 17-2-1 国告 1074-3 技術的助言 【図 14～28】</p> <p>国告 1074-5</p> <p>誘 9-1</p> <p>標 2-10.2.3.1</p> <p>標 2-10.2.3.3</p>
<p>◎ 便房の大きさ</p>	<p>●車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保する。</p> <p>なお、<u>十分な空間とは、以下を標準的な整備として設ける。</u>(便房内の必要な設備等の形状、配置によって、必要な広さ・内法寸法は変わることに留意する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各設備を使用でき、車椅子使用者が 360°回転できるよう、直径 150 cm以上の円が内接できるスペースを設ける。 ・便房の標準寸法は 200 cm以上×200 cm以上を基本とする。 ・衛生機器等は、直径 150 cmの円が内接する空間内に設置することは避け、車椅子使用者が利用しやすい位置に配置する。(内接する円は、洗面器、手すり等の下部を通過できればそれらと交差してよいが、なるべく交差しないよう配慮する。) 	<p>標 2-10.2.3.3</p> <p>【図 6】</p>

項目	解説	参照条文等
	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000 m²以上の特別特定建築物を建築する場合に設ける1以上の車椅子使用者用便房には、大型ベッド等を設置し、介助者の動作を考慮したものとする。 ・座位変換型の電動車椅子使用者が360°回転できるよう、原則として直径180 cm以上の円が内接できるスペースを設ける。(◇220 cm程度×220 cm程度) ・既存改修の場合や、用途面積が概ね300 m²以下の建築物の場合についてはやむを得ない場合に限り、車椅子使用者の利用に支障のない広さ(内寸130 cm×200 cm(直進及び側方進入)以上、又は、150 cm×180 cm(側方進入)以上)とする。 ・介助スペースに配慮した器具配置とする。 ・便器の正面及び側方に、車椅子を近づけて便器に移乗するためのスペースを設ける。 	【図7】
◎ 出入口・戸	<ul style="list-style-type: none"> ●出入口には、移動等円滑化経路基準の出入口の規定が適用され、有効幅を80 cm以上確保する。当該便房が不特定多数利用便所又はその奥にある場合などは、当該便房に至るまでの経路も移動等円滑化経路となり、不特定多数利用便房の出入口の有効幅も80 cm以上となるため留意する。ただし、200 m²未満の用途変更を行う場合は適用外。 ●戸の前後に車椅子の待機や方向転換のための水平なスペースを確保する。 ●戸は軽い力で操作できる引き戸とし、又は自動式引き戸とする。 ◇車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。 ◇車椅子使用者用便房が設けられている便所内の通路は、車椅子使用者が方向転換できるよう、140 cm角以上の水平スペースを設ける。 <自動式引き戸の場合> ◇自動式引き戸の開閉ボタンは、車椅子使用者が接近しやすいよう、便房内設備等のレイアウトに配慮する。 ◇錠は電気式とし、使用中ランプは戸の開閉を連動させ、緊急時は外部からも開錠できるようにする。 ◇外部からの操作に関わらず、便房内に人がいる状態で照明や換気扇等が停止しないものとする。 <手動式引き戸の場合> ●戸の握り手は棒状のもの等握りやすいものとする。 ◇開閉が容易にできるよう上吊り式(開閉時間を調整できるもの等)とする。 ◇内開き戸は、車椅子使用者が入出した際にドアの開け閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子が支障となって戸が開かず救出が困難になることから避けるようにする。 ●鍵は車椅子使用者が利用しやすい高さに設置する。 ◇指の不自由な人も容易に施錠できるよう大型レバーとし、非常の場合を考慮して、外部から開錠できるものとする。 ◇鍵は、子供連れでの利用に配慮し、子供が開錠できない位置に、別に設けることが望ましい。 ◇弱視者の利用に配慮し、出入口の施錠を示す色等の表示に配慮する。 	【図6、7、9】 ※条14-1-2 ただし書き 標2-10.2.3.2.3 標2-10.2.3.2.2
◎便器	<ul style="list-style-type: none"> ●腰掛便座とし、床置き便器又は壁掛式便器とする。 ◇座面高さは、車椅子から便座に移乗しやすい高さとし、蓋のない状態で、42～45 cm程度とする。 ◇床置き式の便器は、前面のトラップ部分を引き込んで、車椅子のフットレストがあたりにくい構造とする。 ◇便器は、温水洗浄便座を設置する。 ◇背もたれを設置する。 	国告1074 【図2】 標2-10.2.3.4.2

項目	解説	参照条文等
◎手すり	<p>●腰掛便器からの立ち上がりや車椅子から腰掛便器への移乗する際において、全体重をかけて使用するので、強固に取り付ける。</p> <p>◇手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と並行に寄りついて利用する場合等に配慮し、壁付の手すりと反対側の手すりは可動式とする。</p> <p>◇はね上げ手すりは、便座から 20 cm から 25 cm 程度の上方の高さ、また便器先端と同程度の長さ、便座の中心から両側の手すりが同距離になるように配置する。</p> <p>◇利用者の利便性を考慮して、L 型手すりの水平・垂直部分は連続して設ける。</p>	<p>国告 1074 【図 2】</p> <p>標 2-10.2.3.4.3</p>
◎洗淨装置他	<p>◇腰掛便器の横壁面に設ける洗淨装置、紙巻器、非常用呼び出しのボタン配置は JIS S 0026 による配置等を基本とするが、建物の利用者の特性に応じた配置とする。</p> <p>●便器洗淨装置は、操作性に配慮したものとする。</p> <p>◇便器洗淨装置は手の不自由な方等でも操作しやすい、押しボタン式、くつべら式等とする。自動洗淨装置やセンサー式を設ける場合は、押しボタンを併設する。</p> <p>◇便器洗淨ボタンは、押しボタン式等の視覚障がい者が触知しやすく誤認しにくい、色、大きさとし、文字や図記号の見やすさ、ボタンと基盤背景の色のコントラストを大きくし、わかりやすいボタン表示とすること。</p> <p>◇紙巻器は手に障害がある人でも操作しやすいよう、片手で紙が切れる等、操作性に配慮したものとする。また、利用者が体勢を崩した際に、体重を荷重できる強度のあるものとする。</p> <p>◇非常用呼び出しボタンは、腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く範囲に設け、床に転倒した際も手が届く位置に設けるか、ひもで操作できるものとする。</p> <p>◇操作ボタンは前方から移乗する場合に配慮し、便座横の操作ボックスではなく、壁付けとする。</p> <p>◇同一建築物内においては、洗淨装置等の使用法や、ボタン等の形状・配置を統一する。</p>	<p>条 17-3-1 JIS S 0026</p>
◎洗面・水栓器具	<p><便所一般(不特定多数利用便所、車椅子使用者用便房等すべてに掛かる基準)></p> <p>③洗面・水栓器具を準用する。</p> <p>◇便座に腰かけた状態で手を洗淨する場合があるため、便座から手が届く位置に小型手洗い器を設ける。</p>	<p>条 17-3-2</p>
◎大型ベッド	<p>●介助者の動作(おむつ替え、着替え、排せつ)に支障がない十分なスペースを確保し、車椅子使用者の利用に支障がなく、戸の開閉や施錠が円滑に行える位置とする。</p> <p>◇折畳み式大型ベッド等は、使用状態でも、緊急時に人が出入りできるよう、大型ベッドと出入口の位置に配慮する。</p> <p>◇大型ベッドには転落の危険がある旨を表示し、注意喚起する等の転落防止対策を講じる。</p> <p>◇折畳み式大型ベッドを設置する場合には、車椅子に座ったままでも畳める構造、位置とする。</p> <p>◇大型ベッドの寸法は施設用途や利用者ニーズを踏まえて決定する。</p>	<p>条 17-3-3 別表第 6 【図 7, 8】</p> <p>標 2-10.2.3.4.4</p>
◎配慮事項	<p>◇異性介助のプライバシーの確保のため、便房内に仕切りやカーテンを設ける。</p> <p>◇異性介助者が待機できる椅子等を設置する。</p> <p>◇車椅子利用者でも手が届く範囲に、手荷物置台や小物・衣類をかけるフックを設ける。フックは、立位でもぶつからない位置とし、仮に当たった場合でもけがをしにくい丸みを帯びた形状とする。</p> <p>◇汚物入れは、一般のものより大きなものを用い、車椅子に乗ったままでも手の届く位置に設ける。</p> <p>◇便房内には、身づくろい用の鏡を取り付ける。特に、車椅子が回転できるスペースを</p>	

項目	解説	参照条文等
	確保できない便房には、後方を確認用の鏡を設置する。(大きさは下端が床上 90 cm程度、上端が 180 cm程度)	
⑦標識	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子利用者用便房の出入口及び玄関付近には当該便房があることを表示する標識を設ける。ただし、令 20-1 による案内板を設置している場合を除く。 ◇玄関付近に案内板がない場合は、建物内の案内板に位置を示す。 ●「13 標識」の一般基準の解説を準用する。 ●「14 案内設備」の一般基準の解説を準用する。 	条17-5、6 【図11】

<オストメイト用設備> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
⑧ オストメイト 用設備	<p>水洗器具はオストメイト(人工肛門・人工膀胱等のように、腹部に人工的に排泄口を作った人のことをいう。)の利用に配慮して、ストーマ装具(排泄物をためておく袋)や、汚れた衣服や腹部を洗うための設備(洗浄装置及び水栓)をいう。</p> <p>●建物には、オストメイト用設備を有する便房を1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)設置する。</p> <p>◇便所を設けた階ごとに1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)設置する。</p> <p>◇ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓とする。</p> <p>◇腹部等を洗浄しやすいように水栓はハンドシャワー型とする。</p> <p>◇大便器と併用する水洗器具(簡易型水洗器具)は、利用しやすいとは言えないため、専用の汚物流しが配置できないような既存便所等の改修やスペースの確保が困難な小規模建築物等に設置する。</p>	<p>令 14-3</p> <p>誘 9-2</p> <p>【図 4、5】</p>
⑨ 簡易型水栓 器具の禁止	<p>●次に掲げる特別特定建築物は、水洗器具と便器は別のものとする。(専用の汚物流しを設け、水洗器具には温水シャワーを備える。(簡易型水洗器具は不可))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・公衆便所 ・床面積の合計が 1,000 m²以上である特別特定建築物 	<p>条 17-4</p> <p>【図 4】</p>
◎配慮事項	<p>◇手洗い用のせっけんやペーパータオル等を設置する。</p> <p>◇全身を映すことのできる鏡を設置する。</p> <p>◇十分な広さの手荷物台、小物・手荷物を置くカウンターやコート等の衣服を掛けるフックを複数設ける。</p> <p>◇ストーマ装置の廃棄等の大きさに配慮した汚物入れを設ける。</p> <p>◇ストーマ装置の装着や身だしなみを確認するための鏡や汚物流しの近くに着替え台を設置する。</p> <p>◇簡易型水栓器具の場合、パウチを交換時に床に膝を付けて交換することがあるため、すのこやシートなどを常設する。</p>	<p>標 2-10.3.3.2</p> <p>【図 4】</p>
⑩標識	<p>●オストメイト用設備を有する便房の出入口及び玄関付近には当該便房があることを表示する標識を設ける。ただし、玄関付近の標識は令 21-1 による案内板を設置する場合を除く。</p> <p>●玄関付近に案内板がない場合は、建物内の案内板に位置を示す。</p> <p>●「13 標識」の一般基準の解説を準用する。</p> <p>●「14 案内設備」の一般基準の解説を準用する。</p>	<p>条 17-5、6</p> <p>【図 11】</p>

<子育て支援設備> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
⑪⑫ 子育て支援 設備	<p>●「18 子育て支援環境の整備」の一般基準ベビーチェア、ベビーベッドの解説を準用する。</p> <p>●「13 標識」の一般基準の解説を準用する。</p>	<p>条 17-2</p>

<不特定多数利用便所> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
⑬大便器	●車椅子使用者用便房とは別に、腰掛便座の大便器を設けた便房を1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)設ける。 ◇腰掛便座は、温水洗浄便座とする。	条 17-1-3
◎手すり等	◇高齢者などの下肢機能が低下している者の立ち上がりを補助し、用便中の姿勢を安定させるのに有効であるため、手すりを設ける。なお、手すりのつかみやすい位置には個人差があるため、できるだけ長いものやL型手すりとする。(腰掛式と和式の便房がある場合はそれぞれ1以上) ◇洗浄装置、紙巻器、非常用呼び出しのボタン配置はJIS S 0026による配置とする。 ◇洗浄ボタン等の配置は「車椅子使用者用便房 ◎洗浄装置他」を準用する。	標 2-10.7.1.2.3
⑭⑮小便器	●男子用小便器のうち、1 以上は床置き式の小便器又は壁掛式とし、受け口の高さが 35cm 以下(低リップ式)のものとする。 ◇男子用便所が設けられている階ごとに低リップ式小便器を1以上設置する。 ●小便器を設ける便所の出入口の幅は、80 cm以上とする。 ◇手すりの付いた小便器は、出入口に一番近い位置に設ける。	令 14-4 【図 2】 誘 9-3 条 17-1-4
◎手すり	●杖使用者等が立位を保てるよう 1 以上の小便器の周囲に手すりを設ける。 ◇小便器の手すり高さは小便器手前上部が 120 cmの高さ、横手すりは 80~90 cm 程度とし、壁からの距離は 55~60 cmとする。 ◇小便器脇は、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフック、正面には、手荷物置き台を設ける。	条 17-1-4 【図 2】 標 2-10.8.3.4.1 留意点
⑯分散配置	●不特定多数利用便所として設ける便房に、⑧で設けるものとは別にオストメイト用設備(簡易型水洗器具も可)を、⑩で設けるものとは別にベビーベッドを設ける(男子用及び女子用の区別がある場合、それぞれ 1 以上設ける)。 ●また、当該便所の出入口にその旨の表示を行う。	条 17-2-4 条 17-2-4
◎配慮事項	◇オストメイト用設備、子育て支援設備の配慮事項を準用する。 ◇オストメイトに配慮し、男女の便房内に汚物入れ(サニタリーボックス)を設置する。	

<車椅子使用者用簡易型便房> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
⑰車椅子使用者用簡易型便房	車椅子が使用可能な有効幅や空間を確保し、腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設けることで、自力で腰掛便座に移乗が可能な車椅子使用者等の利用を可能とする便房をいう。 ●⑥で設けるものとは別に車椅子使用者用簡易型便房を 1 以上設ける(男子用及び女子用の区別がある場合、それぞれ 1 以上設ける)。 ※別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築(注 1)をする場合で、右欄に定める規模の場合に、1以上の設置が必要となる。 注 1:増築等の場合は、増築等に係る部分の床面積により判断する。 ※車椅子使用者用簡易型便房は、車椅子使用者用便房とは別に設ける必要があるが、不特定多数利用便所内に設けても構わない。	【図 9】 条 17-2-5 別表第 5
◎便房の大きさ	●車椅子で使用可能なゆとりある広さを確保する。なお、 <u>使用可能なゆとりある広さとは、以下を標準的な整備として設ける。</u> (便房内の必要な設備等の形状、配置によって、必要な広さ・内法寸法は変わること留意する)。 ・直進又は側方進入の場合:幅 130 cm以上、奥行き 200 cm以上とし、便器先端か	【図 9】

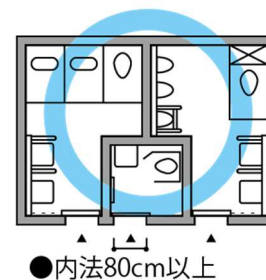
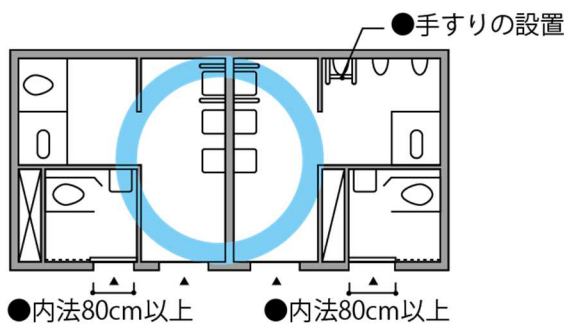
項目	解説	参照条文等
	ら 130 cm角のスペースを確保 ・側方進入の場合:幅 150 cm以上、奥行き 180 cm以上	
◎便器	●腰掛便座、手すり等を適切に配置する。 ●便器は、「車椅子使用者便房 ◎便器」を準用する。	条 17-2-5-ア 条 17-2-5-カ
◎手すり	●手すりは、「車椅子使用者便房 ◎手すり」を準用する。	【図 9】
◎便房までの便所内の通路	●車椅子の転回に支障がない水平スペース(140cm 角以上)を設ける。	条 17-2-5-イ
◎標識	●車椅子使用者用簡易型便房が設置されている便所の出入口及には当該便房があることを表示する標識を設ける。 ●「13 標識」の一般基準の解説を準用する。	条 17-2-5-ウ
◎出入口・戸	●利用居室等から車椅子使用者用簡易型便房までの経路は、移動等円滑化経路となるため、1以上の経路は出入口の規定が適用され、有効幅を80cm以上とする。 ●戸は軽い力で操作できる引き戸、折れ戸を原則とし、やむを得ない場合には外開き戸等とする。 ◇引き戸での開口幅が不足する場合は、2枚引き戸や折れ戸を使用すると十分な開口幅を確保できる場合がある。 ◇車椅子使用者が戸や取手に近寄ることができるよう、限られたスペースにおいて、出入口の配置や戸の形式、取手の形状、鍵の位置等を工夫し設置する。	条 17-2-5-エ 条 17-2-5-オ
◎洗浄装置他	●洗浄装置等は、「車椅子使用者便房 ◎洗浄装置他」を準用する。	

参考図

図 1 便所の配置例

共用部に車椅子使用者用便房を設けた例

男女兼用の車椅子使用者用便房を設けた例



男女それぞれの便所内に車椅子使用者用便房を設けた例
※異性介助がしづらい

男子便所又は女子便所のどちらか一方に車椅子使用者用便房を設けた例
※異性介助がしづらい

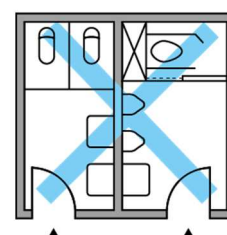
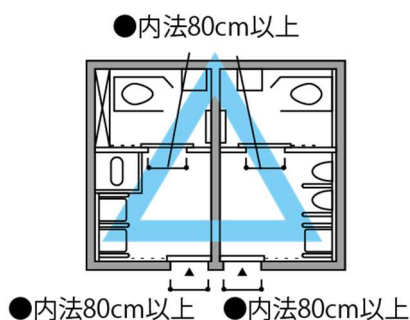
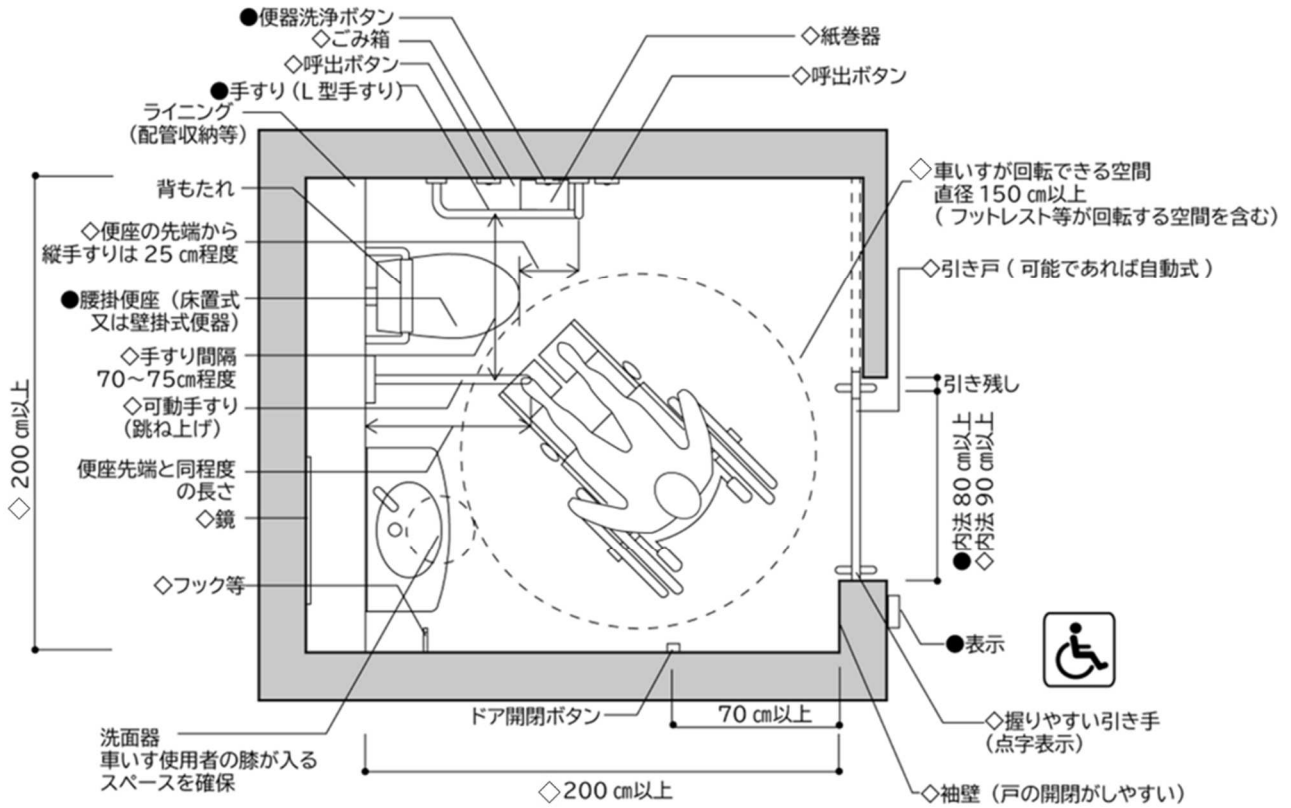
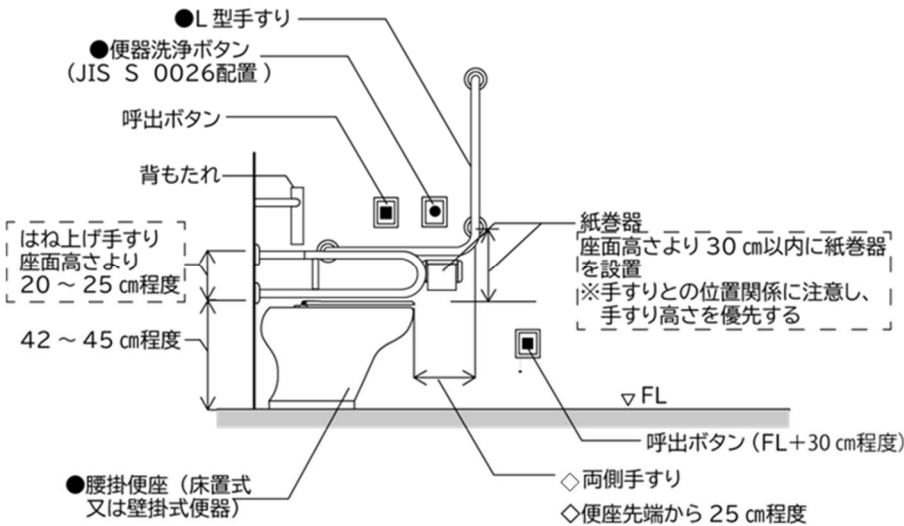


図2 手すりの設置例

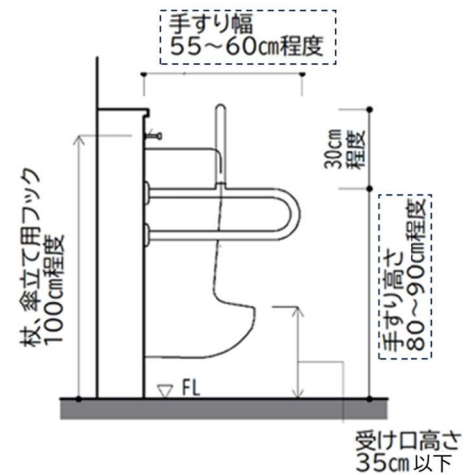
<車椅子使用者用便房の設置例>



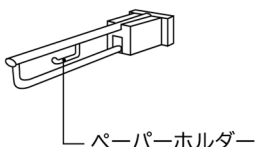
<大便器の手すりの設置例>



<小便器の手すりの設置例>

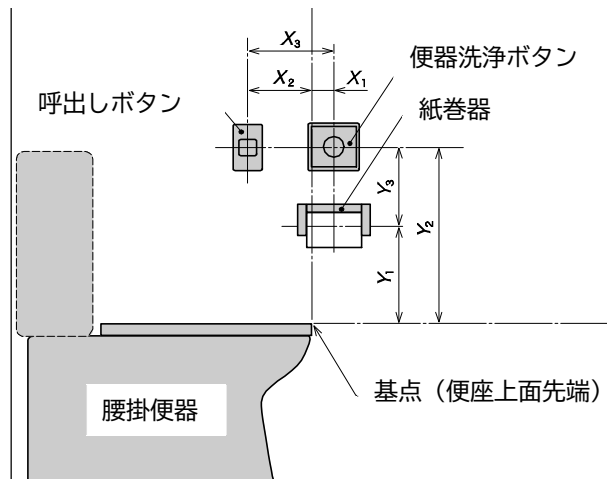


<手すり兼用のペーパーホルダー>



参考図

図3 洗浄ボタン等の配置例(JIS Z 8210)



器具の種類	便座上面先端 (基点) からの水平距離	便座上面先端 (基点) からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X_1 : 便器前方へ 約 0~100	Y_1 : 便器上方へ 約 150~400	—
便器洗浄ボタン		Y_2 : 便器上方へ 約 400~550	Y_3 : 約 100~200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X_2 : 便器後方へ 約 100~200		X_3 : 約 200~300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

<洗浄ボタンとシャワーボタンの配置例>

洗浄ボタンとシャワーボタンを別にする。



- ・便房のわかりやすい操作ボタン
- ボタンの色・素材やコントラストのある図記号 (ピクトグラム) を組み合わせた工夫

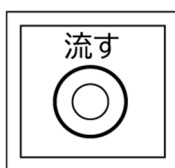
<操作系ピクトグラムの例>



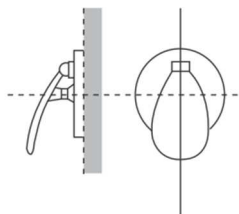
図の出典: (一般社団法人) 日本レストルーム工業会「標準ピクトグラム」

<操作が容易な洗浄ボタンの例>

●押しボタン式



●くつべら式



◇光感知式 (センサー式)



◇光感知式 (センサー式) の洗浄ボタンは、視覚障がい者や手に障がいのある人には使いにくい設備であるため、押しボタン式スイッチと併用する。

■ 参考図

図 4 オストメイト用汚物流しの設置例

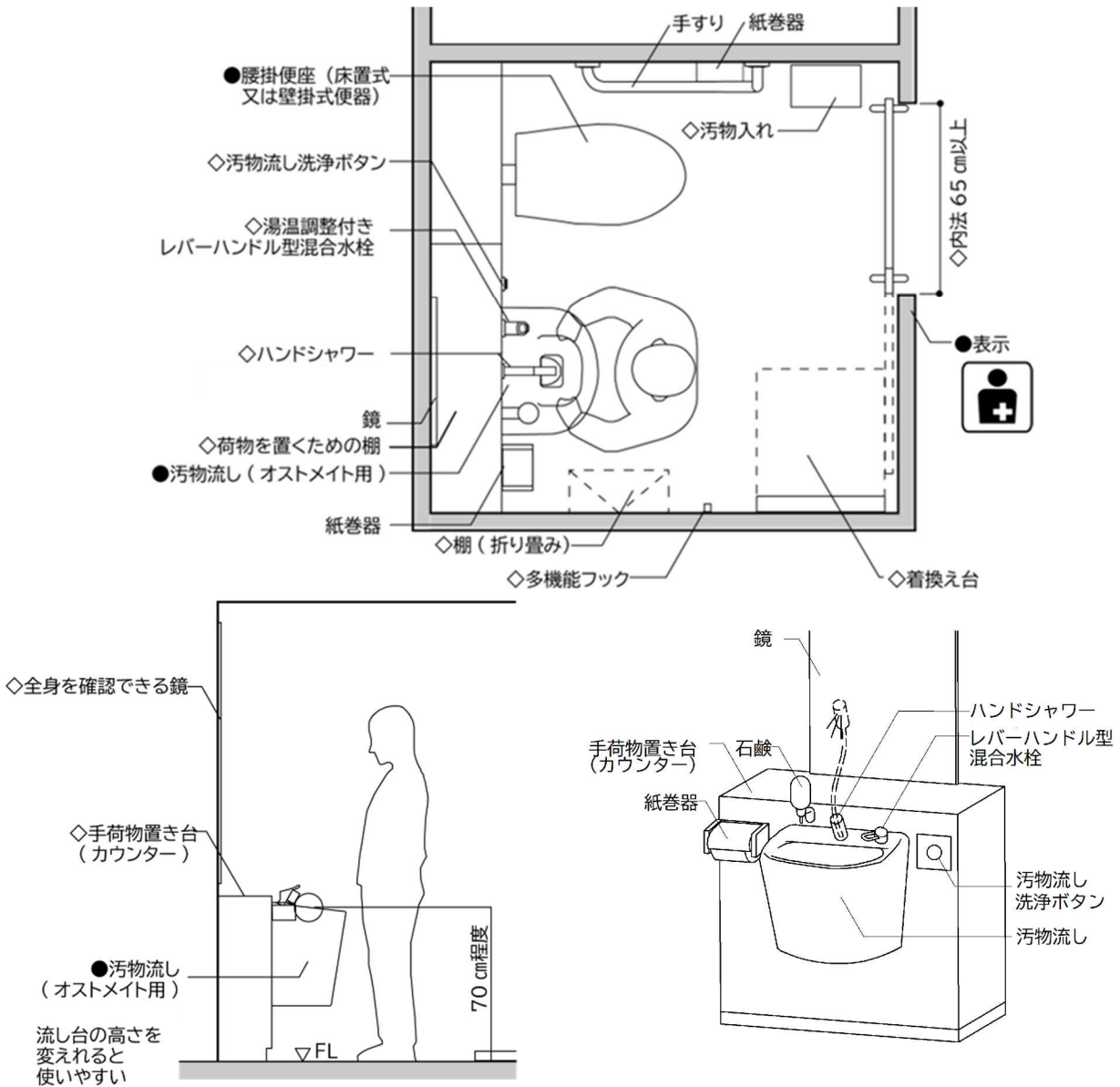
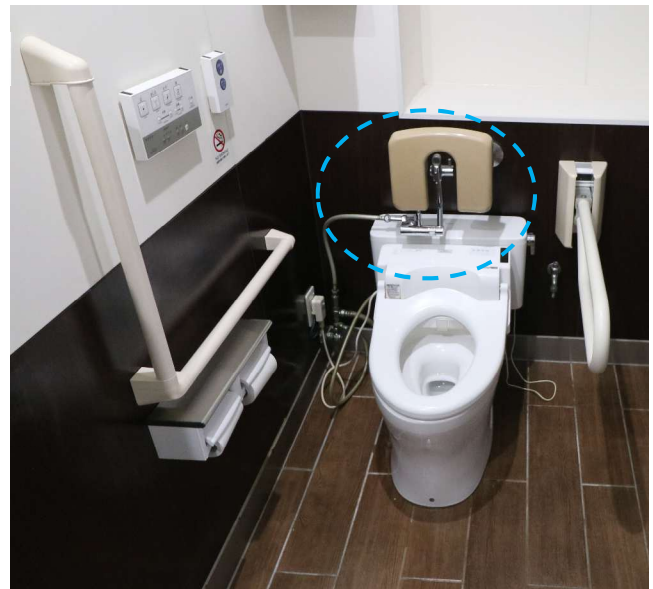
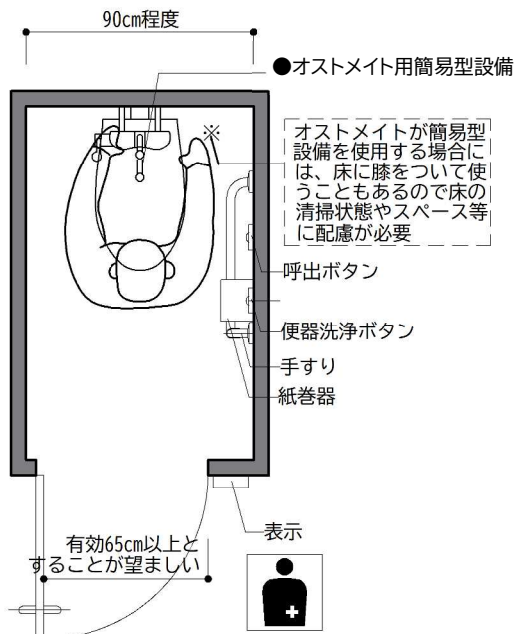


図 5 オストメイト用簡易型便房



■ 参考図

図 6 車椅子使用者用便所の設置例(すべての建築物)

200 cm以上×200cm以上の例

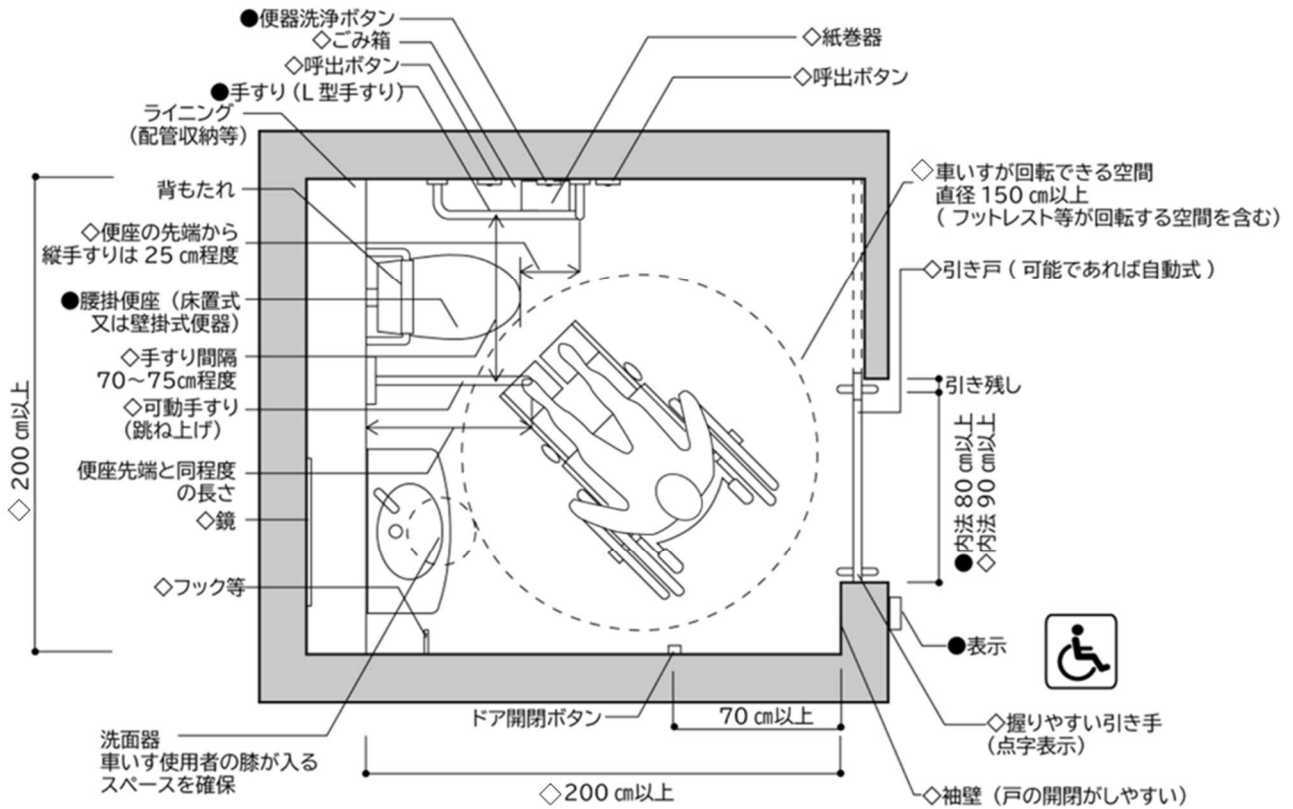
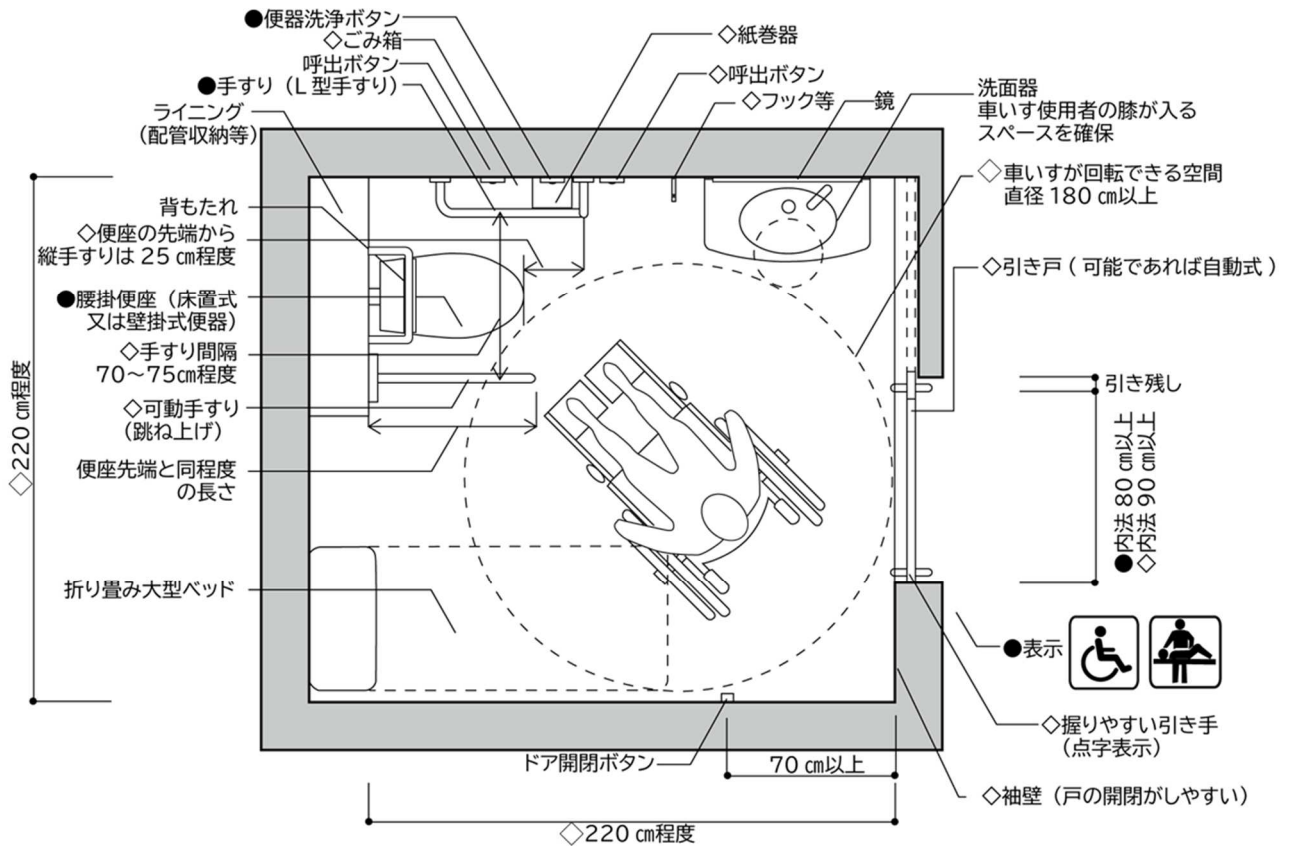


図 7 車椅子使用者用便所の設置例(床面積 2,000 m²以上の建築物)

220 cm以上×220cm以上の例



■ 参考図

図 8 大型ベッドの設置例

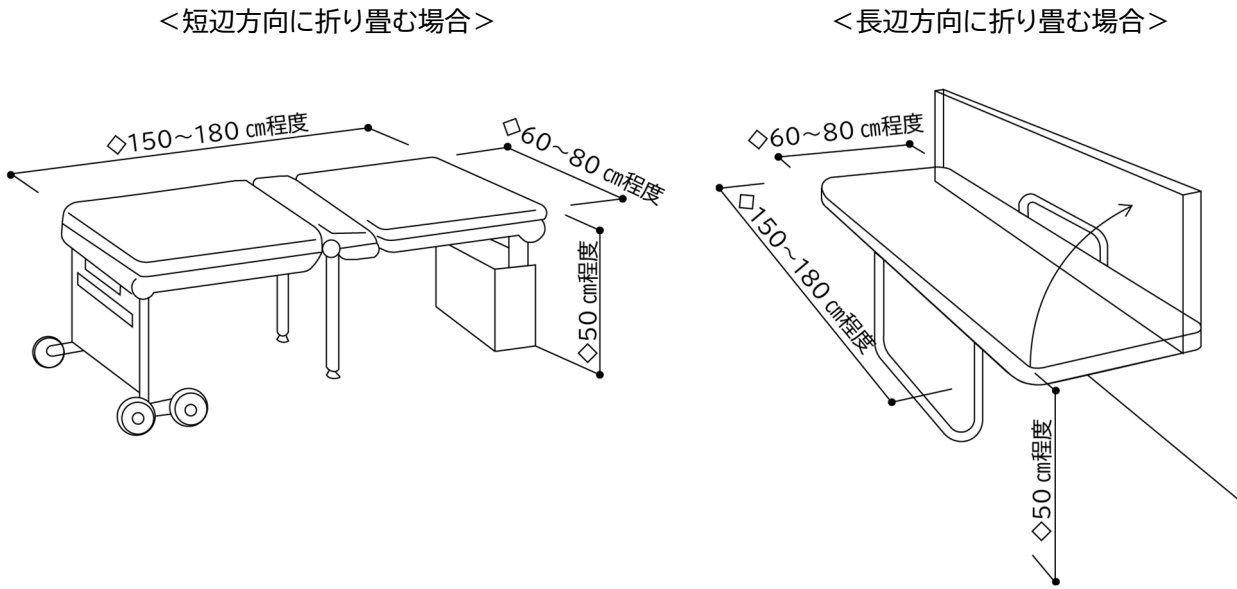
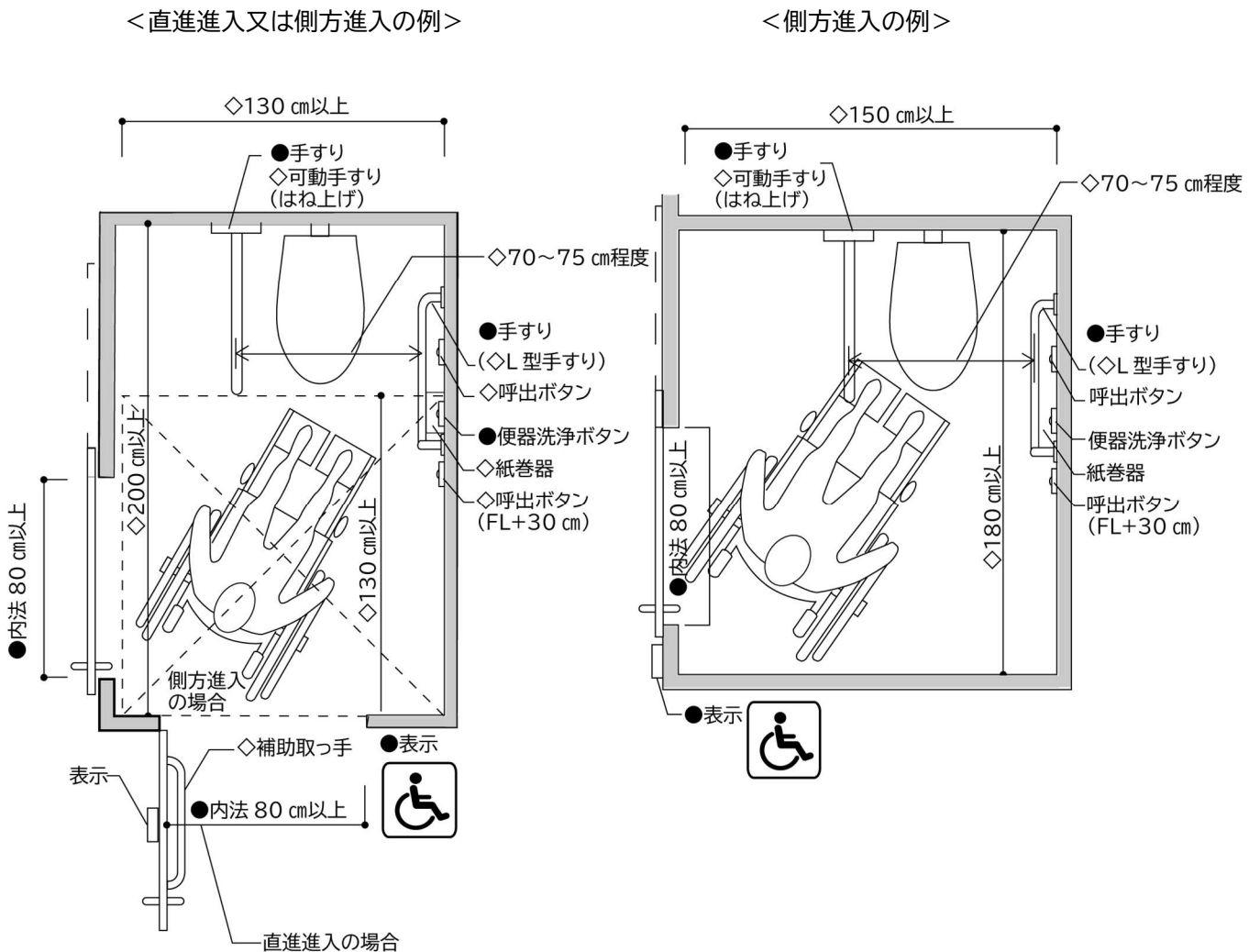


図 9 車椅子使用者用簡易型便所の設置例



参考図

図 10 火災警報装置(フラッシュライト)の設置例



図 11 便房設備機能の標識例



- ・ 便房設備（機能）の表示に合わせて、「男女共用トイレ」のピクトグラムを付加することにより、異性による介助・同伴利用者、性的マイノリティの方が利用しやすい便房となる。



参考図

図 12 弱視者への配慮

弱視者に向けた配慮として、出入口と廊下の壁と床の色合いを変えたり、便所の配置等をわかりやすく表示した案内図や便所の表示板(標識)にピクトグラム等を使用し、容易に識別しやすいものでわかりやすくする必要があります。

また、トイレ内部では、便房と壁面(ライニング等)を色の明度差等で識別しやすいように配慮したものとします。(参照: II 施設整備の配慮事項及び設計事例集 1弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集、II 施設整備の配慮事項及び設計事例集 2 誰もが使いやすいトイレ整備の配慮事項及び設計事例集)



・大きめのレバーハンドル錠、色による戸の施錠/開錠表示(点字表示付き)

・色による戸の施錠/開錠状況

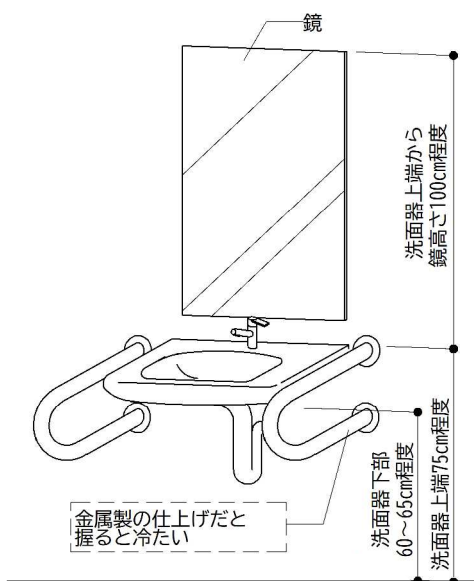


・機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内図

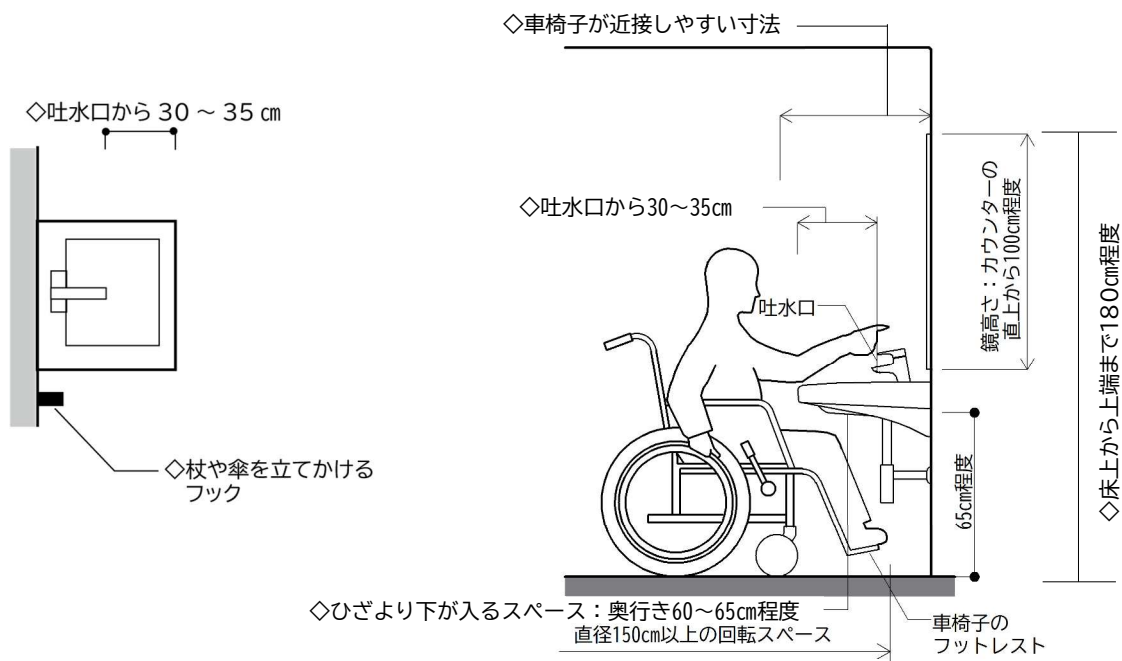


・男性トイレ入口前の表示(便房内に設置された乳幼児用設備等を表示した点字併記の案内図)

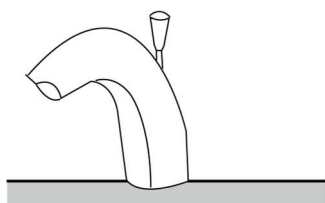
図 13 洗面器の設置例



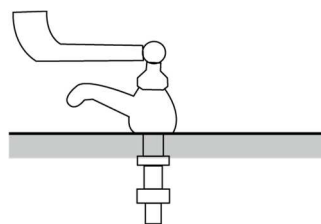
<車椅子車椅子使用者が利用しやすい洗面器の例>



<水栓器具の例>



自動水栓



レバー式水栓

図 14 不特定多数利用便所と車椅子使用者用便所の設置数

政令第 14 条第 2 項で車椅子使用者が円滑に利用することが出来るものとして、車椅子使用者用便所の設置に関する規定について、条例第 17 条第 2 項第 1 号で基準を付加しています。

また、条例第 17 条第 2 項第 5 号で車椅子使用者用簡易型便所に係る基準を付加しており、別表第 5 の左欄に掲げる特別特定建築物の建築※をする場合において、右欄に定める規模の場合には、車椅子使用者用便所とは別に 1 以上の設置が必要となります。

なお、車椅子使用者用簡易型便所は、不特定多数利用便所内に設けても構いません。

※ 増築等の場合は、増築等に係る部分の床面積により判断します。

【車椅子使用者用便所の設置数について】

不特定多数の者が利用する建築物のうち、**床面積 1,000 m²未満**の場合

車椅子使用者用便所を **1 以上** 設けなければならない。

不特定多数の者が利用する建築物のうち、**床面積 1,000 m²以上**の場合

車椅子使用者用便所は、原則、不特定多数利用便所を設ける**階ごとに 1 箇所以上**を設ける。

ただし、以下の場合を除きます。（令和 6 年国交省告示第 1074 号第 5）⇒ 詳細は図 16（119 頁）を参照

- ・地上階で、車椅子使用者用便所を同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合
- ・当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける場合
- ・男女の区別を設け、そのどちらか一方の性別用の便所を設ける便所設置階で、同じ性別用の車椅子使用者用便所を設ける場合（⇒ 設けていない性別用の車椅子使用者用便所の設置は不要）

【車椅子使用者用簡易型便所の設置数について】

別表第 5（条例）の右欄に定める規模の場合

車椅子使用者用簡易型便所を **1 以上** 設けなければならない。

<別表第 5（条例）>

特別特定建築物	定める規模（右欄）
病院	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
ホテル又は旅館（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
ターミナル	全て

不特定多数利用便所(♿)、車椅子使用者用便房(♿)及び車椅子使用者用簡易型便房(♿簡易)のそれぞれの必要設置数は以下の表のとおりです。

【新築の場合】(対象規模は条例の別表第1を参照)

	原則		不特定多数の者等が利用する階の床面積			
	設置数	条件	1,000㎡未満/階	1,000㎡～10,000㎡/階	10,000㎡超～40,000㎡/階	40,000㎡超～/階
不特定多数利用便所 ♿	不特定多数の者等が利用する階の数以上	各階に設置 ※不特定多数の者等が利用する階に限る。	原則どおり	原則どおり	原則どおり	原則どおり
車椅子使用者用便房 ♿	不特定多数利用便所を設ける階ごとに1箇所以上	別の階に設けても建物全体で必要設置数を満たせばよい。 ※ただし、不特定多数利用便所の設置階に限る。	(1,000㎡未満の階の床面積の合計)÷1,000 ※端数は切捨て ただし、別表第1に該当する建物には1以上の車椅子使用者用便房を設ける。(条14-2)	原則どおり	■階毎に判断 ①と②を比較して小さい方を採用 ① 不特定多数利用便所の数 ② 2	■階毎に判断 ①と②を比較して小さい方を採用 ① 不特定多数利用便所の数 ② (階の床満席)÷20,000 ※端数は切り上げ
車椅子使用者用簡易型便房 (別表第5に係るもののみ) ♿簡易	建築物ごとに1箇所以上 (男子用及び女子用の区別がある場合、それぞれ1以上)	車椅子使用者用便房とは別に設置が必要	原則どおり	原則どおり	原則どおり	原則どおり

▼ 設置のイメージ ▼

	各階の床面積 1,000㎡未満の場合	各階の床面積 1,000㎡以上の場合
便所の設置イメージ	<p>政令基準 (赤枠) 条例基準 (青枠)</p>	<p>政令基準 (赤枠) 条例基準 (青枠)</p>
不特定多数利用便所 ♿	各階に設置	原則、各階に設置
車椅子使用者用便房 ♿	建築物ごとに1箇所以上	原則、各階に設置
車椅子使用者用簡易型便房 ♿簡易	建築物ごとに1箇所以上	建築物ごとに1箇所以上

※ 「車椅子使用者用便房のみを設けた階」の場合、当該便房を車椅子使用者用便房かつ不特定多数利用者用便所とみなすことができます。
ただし、別表第5号に係るものについては、いずれかの階に車椅子使用者用簡易型便房を車椅子使用者用便房とは別に設ける必要があります。

【不特定多数利用便所と車椅子使用者用便房の設置に関する事項】

設置に関する事項	参照頁
・不特定多数利用便所の設置の考え方	図15 119頁
・不特定多数利用便所を設けない場合	図16 119頁
・便所の箇所の数え方	図17 120頁
・小規模階及び大規模階を有する場合の床面積の考え方	図18 120頁
・小規模階を有する場合の設置の考え方	図19 121頁
・大規模階を有する場合の設置の考え方	図20 122頁
・小規模階と大規模階が混在する場合の設置の考え方	図21 122頁
・複数棟が立地する場合の設置の考え方	図22 123頁
・複数用途の場合の設置の考え方(車椅子使用者用便房)	図23 124頁
・ツインタワーの場合の設置の考え方(車椅子使用者用便房)	図24 124頁
・移動等円滑化経路の考え方	図25 125頁
・確認申請の際に明示すべき事項及び留意点(建築基準法施行規則第1条の3)	図26 125頁
・増築等の場合の考え方	図27 126頁
・増築等の場合の必要設置数の整理	図28 126頁

図 15 不特定多数利用便所の設置の考え方(政令第14条第1項、条例第 14 条)

・不特定多数利用便所は、原則、不特定多数の者等が利用する階の数以上設け、その設置にあたっては、管理運営方法などを勘案し、その利用に支障が生じない位置に設ける。(対象規模は条例の別表第 1 を参照。)

■ 不特定多数利用便所の設置イメージ (令和 6 年国住街第 7 8 号技術的助言参考資料より抜粋)

	ケース1 (標準的な場合)	ケース2 (従業員専用階がある場合)
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ		
階数	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

図 16 不特定多数利用便所を設けない階

次の階は、不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ない階として、不特定多数の者等が利用する階から除外されます。(令和 6 年国交省告示第 1074 号第 2)

- ① 地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入り口付近(近接)にある階
- ② 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階(通過導線だけの階)
- ③ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階(駐車場だけが設けられている階)
- ④ ②、③のほか、管理運営上やむを得ない階
 - ・商業施設の 1 階部分で防犯上その他施設の管理運営上、設置が困難な階
 - ・共同住宅の住戸のみであり、各住戸に便所が設置されている階
 - ・ホテル、旅館で客室内に便所が設置されている客室のみが存在する階 等)

■ 不特定多数の者が利用する階から除外する階のイメージ(令和 6 年国住街第 7 8 号技術的助言参考資料より抜粋)

	ケース1 (①の場合)	ケース2 (②③の場合)	ケース3 (④の場合)
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ			
階数	5	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	5	5
除外する階の数	1	2	1
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	4以上	3以上	4以上

図 17 便所の箇所の数え方

- ・各便所設置階における便所の箇所の数え方は、以下のとおりとする。
 - ① 男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置される場合、男子用と女子用の1組で1箇所とする。
 - ② 男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみが設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする。
 - ③ 男子用及び女子用の区別を設けず、共用便所として設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする。
 - ・同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所とする。
 - ・男女1組に加え、男子用又は女子用の便所を設ける場合は2箇所とする。
 - ・同一階に男子用又は女子用のいずれか一方の便所のみを複数設ける場合は当該便所ごとに1箇所とする。
 - ・車椅子使用者用便房のみを設ける場合であっても、不特定多数利用便所 1 箇所として数える。
- 不特定多数利用便所の箇所数の数え方のイメージ (令和6年国住街第78号技術的助言参考資料より抜粋)

	ケース1 (①②の場合)	ケース2 (①~③の場合)
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ		
不特定多数の者等が利用する便所の設置数	6 (内訳:①男女 5、②女子 1)	8 (内訳:①男女 1、②男子 3③女子 2、④共用 2)

図 18 小規模階及び大規模階を有する場合の床面積の考え方

バリアフリー法では、床面積はバックスペース等を含めた全体の面積を対象規模としてとらえる(P21参照)が、小規模階及び大規模階の判断に用いる床面積は「不特定多数が利用する部分の床面積」となり、バックスペース等は含まないことに留意する。

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合、男子用、女子用をそれぞれ1箇所以上を設けることが必要となる。ただし、男子用(又は女子用)の便所のみが設置されている階においては、男子用(又は女子用)の車椅子使用者用便房のみの設置で足りる。

■ 車椅子使用者用便房の設置イメージ(令和6年国住街第78号技術的助言参考資料より抜粋)

	ケース1	ケース2 (便所のない階がある場合)	ケース3 (①の場合)	ケース4 (②の場合)
車椅子使用者用便房の設置イメージ				
不特定多数の者等が利用する便所の設置階数	5	3	2	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	5以上	3以上	2以上	5以上

図 19 小規模階(1,000m² 未満の階)を有する場合の設置の考え方

- ・ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が 1,000 m²未満の階(小規模階)を有する場合、小規模階の床面積の合計が 1,000 m²に達する毎に 1 箇所以上を設ける。
- ・ なお、小規模階における便所設置階の数が面積から算定した箇所数より少ない場合、便所設置階の数とする。
- ・ 車椅子使用者用便房については、建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置位置は任意とする。

■ 車椅子使用者用便房の設置イメージ(小規模階を有する場合)(令和6年国住街第 78 号技術的助言参考資料より抜粋)

	ケース1	ケース2	ケース3
車椅子使用者用便房の設置イメージ	400~599.8m ² /階 	600~799.8m ² /階 	800~999.8m ² /階
延べ床面積	2,000~2,999 m ²	3,000~3,999 m ²	4,000~4,999 m ²
不特定多数の者等が利用する便所の設置階数	5	5	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	2以上	3以上	4以上

図 20 大規模階(10,000m² 超の階)を有する場合の設置の考え方

- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が 10,000 m²超の階(大規模階)を有する場合
 - ① 10,000 m²超~40,000 m²以下 → 2箇所以上
 - ② 40,000 m²超 → 20,000 m²毎に1箇所を追加
- なお、当該階に設ける不特定多数利用便所の箇所数が面積から算定した箇所数より少ない場合、当該便所の箇所数とする。
- ただし、不特定多数利用便所は、不特定多数の者等が利用する階の階数に相当する数以上設置すればよいため、当該階の不特定多数利用便所の個所数が、本項の規定により算定した車椅子使用者用便所の個所数より少ない場合は、当該便所の個所数以上設けることとする。

■ 車椅子使用者用便所の設置イメージ(大規模階を有する場合)(令和6年国住街第 78 号技術的助言参考資料より抜粋)



	ケース1	ケース2
車椅子使用者用便所の設置イメージ	30,000m ² /階 	70,000m ² /階 
各階の床面積から算定する車椅子使用者用便所の必要設置数	2	4
当該階の不特定多数の者等が利用する便所の設置数	2	3
当該階に設ける車椅子使用者用便所の必要設置数	2以上	3以上

図 21 小規模階と大規模階が混在する場合の設置の考え方(車椅子使用者用便房)

- 小規模階と大規模階が混在する場合は、小規模階(複数階ある場合には複数階の合計)及び大規模階毎に判断し、建物全体として必要な設置を満足すれば、他の階に振り分けても構わない。

■ 車椅子使用者用便所の設置イメージ(小・大規模階が混在する場合)(令和6年国住街第 78 号技術的助言参考資料より抜粋)

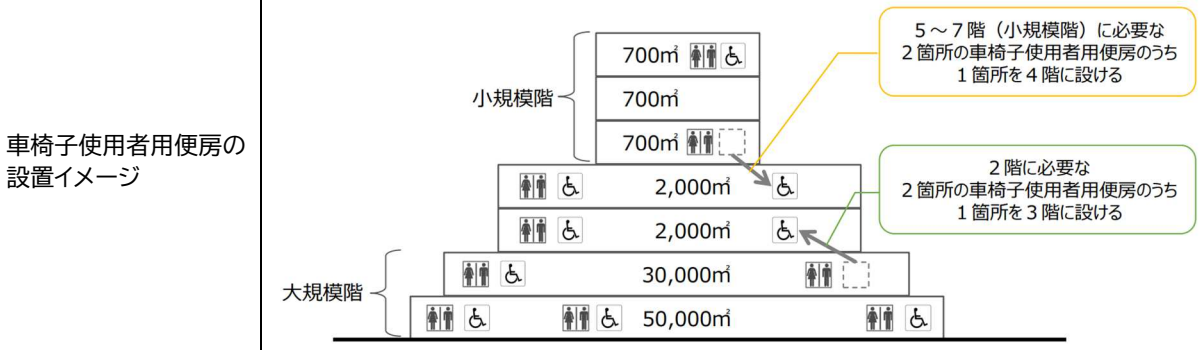
車椅子使用者用便所の設置イメージ								
	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	合計
各階の床面積	50,000 m ²	30,000 m ²	2,000 m ²	2,000 m ²	700 m ²	700 m ²	700 m ²	
床面積から算出される車椅子使用者用便所の必要設置数	3	2	1	1	2			9
計画上の車椅子使用者用便所の設置数	3	2-1=1	1+1=2	1+1=2	2-1=1			9
	2階に必要な2箇所の車椅子使用者用便所のうち1箇所を3階に設ける。				5~7階(小規模階)に必要な2箇所の車椅子使用者用便所のうち1箇所を4階に設ける。			

図 22 複数棟が立地する場合の設置の考え方

- ・ 同一敷地内に複数棟の建築物が立地する場合、車椅子使用者用便房の必要設置数の算定にあたっては、これらをまとめて一の建築物として取り扱う。
- ・ 同一敷地内に床面積が 1,000 m²に満たない小規模階を有する建築物が複数棟立地する場合は、全ての建築物の小規模階の床面積の合計をもとに小規模階における車椅子使用者用便房の必要設置数を算出する。

■ 車椅子使用者用便房の設置イメージ(複数棟が立地する場合)(令和6年国住街第 78 号技術的助言参考資料より抜粋)

	ケース1	ケース2	ケース3
建築物のイメージ			
小規模階 (1,000m ² 未満) の必要設置数 (小規模階の床面積合計)	2 (300m ² ×8=2,400m ²)	1 (300m ² ×4=1,200m ²)	1 (300m ² ×4=1,200m ²)
大規模階 (10,000m ² 超) の必要設置数	-	-	2
小規模階、大規模階以外の必要設置数	-	2	1
車椅子使用者用便房の必要設置数	2	3	4

※ 当該階に設ける不特定多数利用便所の箇所数が面積から算定した箇所数より少ない場合は、当該便所の箇所数とする。

(参考) 車椅子使用者用便房等は、男女共用の便房として設けることで、異性の介護者との円滑な利用が可能となる。

図 23 複数用途の場合の設置の考え方(車椅子使用者用便房)

- ・ 複合用途の建築物に設ける不特定多数利用便所については、原則、各用途ごとに必要設置数を満たす必要がある。
- ・ ただし、利用する用途に関わらず当該便所を常時利用できるような施設運用を行う場合には、便所は各用途ごとではなく、共用して設置することができる。

■ 車椅子使用者用便房の設置イメージ(複数用途の場合)(令和6年国住街第 78 号技術的助言参考資料より抜粋)



車椅子使用者用便房の設置イメージ	ケース1 (便所を常時共用する場合)		ケース2 (時間によって共用しない便所がある場合)		
					
用途	物販店舗	飲食店	物販店舗	飲食店	
各階床面積	4,000㎡/階	2,000㎡/階	4,000㎡/階	2,000㎡/階	
営業時間	10時～21時		9時～21時 (閉店時便所使用不可)	10時～23時 (閉店時便所使用不可)	
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	3以上		3以上	2以上	
車椅子使用者用便房の必要設置数	3以上 (設置位置は任意)		9時～10時	3以上	—
			10時～21時	3以上	
			21時～23時	—	2以上

図 24 ツインタワーの場合の設置の考え方(車椅子使用者用便房)

- ・ 渡り廊下で連結している建築物の場合、渡り廊下で連結されているフロアについては当該フロア全体の床面積に応じて車椅子使用者用便房の必要設置数を算定する。
- ・ 渡り廊下で連結されていないフロアは、それぞれのフロアの床面積に応じて車椅子使用者用便房の必要設置数を算定する。

■ 車椅子使用者用便房の設置イメージ(ツインタワーの場合)(令和6年国住街第 78 号技術的助言参考資料より抜粋)

車椅子使用者用便房の設置イメージ	A棟 各階1,500㎡ 渡り廊下 2階: 300㎡ B棟 各階1,500㎡									
	1階		2階		3階	4階		5階		合計
	A棟	B棟	A棟	B棟	A、B棟	A棟	B棟	A棟	B棟	
各階の床面積	1,500㎡	1,500㎡	1,500㎡	1,500㎡	3,300㎡	1,500㎡	1,500㎡	1,500㎡	1,500㎡	
床面積から算出される車椅子使用者用便房の必要設置数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9

図 25 移動等円滑化経路の考え方(政令第 19 条、条例第 19 条)

- ・ 政令第 19 条第 1 項第 1 号に規定する「道等から利用居室までの移動等円滑化経路」については、地上階又は直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合、地上階～直上階(若しくは直下階)の上下移動に係る部分の移動等円滑化は不要(=エレベーター等の設置が不要)である。
- ・ 一方で、同項第 2 号に規定する「利用居室から車椅子使用者用便房までの移動等円滑化経路」については、例外なく上下移動に係る部分の移動等円滑化が必要(=エレベーター等の設置が必要)である。

■ 移動等円滑化経路のイメージ(令和 6 年国住街第 78 号技術的助言参考資料より抜粋)

	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4	ケース 5
車椅子使用者用便房の設置イメージ					
エレベーター等の設置	要	要	要	不要	不要

「移動等円滑化経路」とは

- ・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路
- ・ 出入口や廊下等の幅、エレベーター等(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機)の設置等の基準を政令第 19 条で定める

- 居 …… 利用居室(不特定多数の者等が利用する居室)
- …… 道等～利用居室の移動等円滑化経路
- ← …… 利用居室～車椅子使用者用便房の移動等円滑化経路
- ↑ ↓ …… エレベーター等の設置が必要な上下移動に係る部分

図 26 確認申請の際に明示すべき事項及び留意点(建築基準法施行規則第 1 条の 3)

- ・ 確認申請の際に、以下の留意事項に示すような、車椅子使用者用便房の構造基準に適合する旨や不特定多数の者等が利用しない階がある場合等におけるその旨等を各階平面図に明記する必要がある。

■ 増築等に係る部分の設置の考え方(令和 6 年国住街第 78 号技術的助言参考資料より抜粋)

	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第 14 条第 1 項に規定する便所の位置及び構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各便所、便房の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便房の構造基準に適合する旨を明記する。 ・ 不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 ・ 不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 ・ 床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 ・ 車椅子使用者用便房の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。

図 27 増築等の場合の考え方

- 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
 - 不特定多数利用便所は、増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける。
 - 当該階の車椅子使用者用便所※の必要設置数は、増築等に係る部分の面積及び不特定多数利用便所(既存のものを含む)の箇所数を元に算定する。
 - 既存の便所・車椅子使用者便所がある場合、既存のもの数と新設するもの数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととする。(図 28 参照。別棟増築の便所を除く)
- 増築等に係る部分の設置の考え方(令和6年国住街第 78 号技術的助言参考資料より抜粋)

	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		・ 既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用便所	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		・ 既存の車椅子使用者用便所と新設する車椅子使用者用便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席		基準なし	・ 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場	基準に沿った数を設ける	駐車場全体で1箇所以上を設ける	・ 既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

図 28 増築等の場合の必要設置数の整理

- 一体増築と同一敷地内で別棟増築の場合における、各ケースでの不特定多数利用便所及び車椅子使用者用便所の必要設置数の考え方は、以下の図のとおり。

1 不特定多数利用便所の設置

既存建築物	一体増築等に係る部分	同じ敷地内で別棟の建築物
設置あり	増築等に係る部分を有する階の数以上の必要設置数が既存部分にあれば 新たな設置は不要	増築等の係る部分を有する階の数以上を別棟部分に設置が必要 (令和6年国交省告示 1074号第2に該当するものを除く)
設置なし(一部階にない場合も含む)	増築等に係る部分を有する階の数以上の必要設置数が 必要 ※既存部分・増築等部分どちらでも可	

2 車椅子使用者用便所の設置

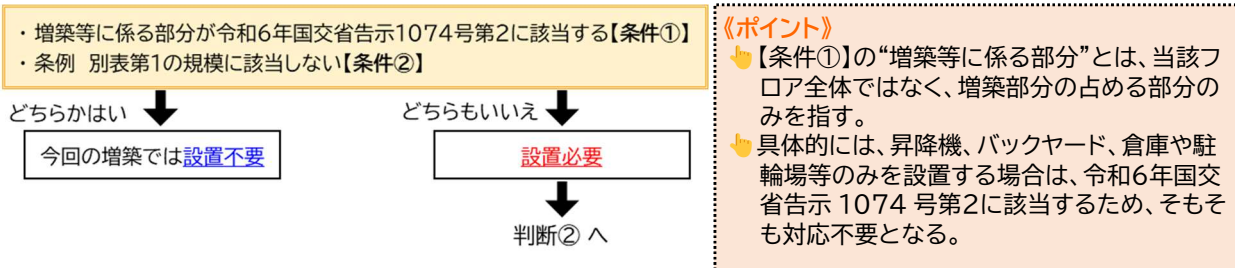
既存建築物	一体増築等に係る部分	同じ敷地内で別棟の建築物
設置あり	増築等に係る部分の面積に応じた必要設置数を、既存部分と増築等部分で合算した設置数で満たしていれば 新たな設置は不要 ※ただし、必要設置数以上の車椅子使用者用便所を既存部分に設ける場合には、増築等に係る部分の利用居室から車椅子使用者用便所までの移動等円滑化経路の整備が必要となる。	
設置なし	増築等に係る部分の面積に応じた必要設置数の設置が 必要 ※既存部分・増築等部分どちらでも可	

- ※ 同一敷地内に複数棟の建築物が立地する場合における車椅子使用者用便所の必要設置数の算定は、一体増築の場合と同様に、既存の車椅子使用者用便所と新設する車椅子使用者用便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。(既存建築物と別棟の建築物をまとめて一の建築物として取り扱う。)
- ※ 新たな設置を不要とする場合、既存の不特定多数利用便所及び車椅子使用者用便所は現行整備基準に適合する必要があります。

増築等における不特定多数利用便所及び車椅子使用者用便所の設置に係るフロー

【考え方】

◆判断① 不特定多数利用便所と車椅子使用者用便所の設置の要否判断



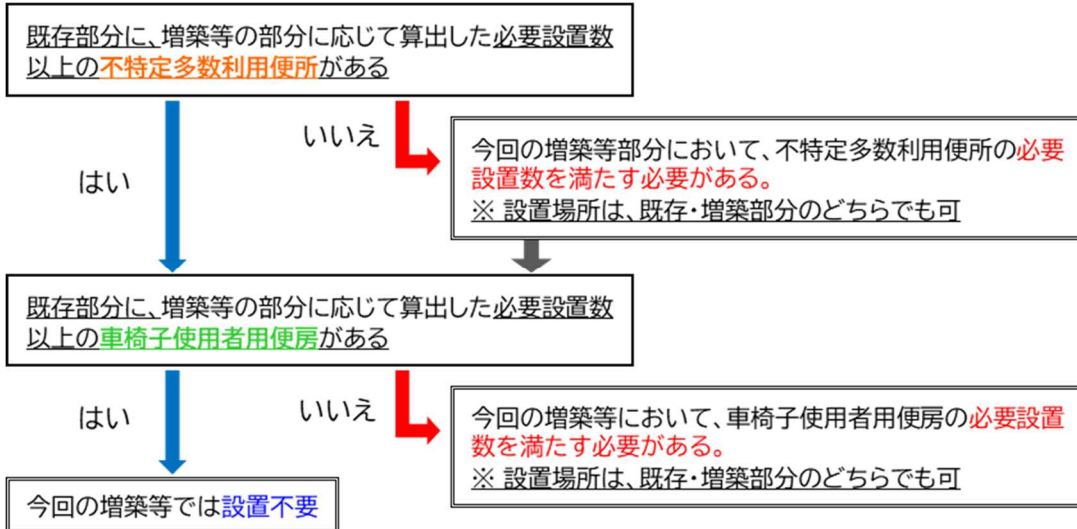
- 【条件①】 増築等に係る部分が令和6年国交省告示1074号第2に該当する
- ① 地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近(近傍)にある階
 - ② 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階
 - ③ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階
 - ④ ②、③のほか、管理運営上やむを得ない階
- ※ 「図16 不特定多数利用便所を設けない階(119頁)」を参照。

【条件②】 増築等に係る部分の床面積が条例 別表第1の規模に該当しない



◆判断② 不特定多数利用便所と車椅子使用者用便所の必要設置数の判断

(1) 既存部分と増築部分を一体増築する場合

増築等部分の床面積・階数等から不特定多数利用便所及び車椅子使用者用便所の必要設置数を算出し、既存の便所と新設する便所、便房の数を合算して、必要設置数を満たす必要がある。



(2) 増築部分を別棟増築する場合

		設置に係る考え方
不特定多数利用便所 	地上階	増築を行う階の数以上の設置が必要となるが、令和6年国交省告示1074号第2第1号(図16の①)に該当する場合は、 設置不要
	地上階以外の階	新築と同様 (※ 図14 不特定多数利用便所と車椅子使用者用便房の設置数(117~118頁)を参照)
車椅子使用者用便房 	増築等の部分に応じて必要設置数を算出し、既存の設置数と新設する設置数を合算して、必要設置数を満たす必要がある。 ※ 必要設置数の算定にあたっては、一体増築の場合と同様に、既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。(既存建築物と別棟の建築物を一の建築物として扱う。) (必要設置数を満たしている場合) ⇒ 今回の増築では 設置不要 (満たしていない場合) ⇒ 車椅子使用者用便房の 必要設置数を満たす必要がある 。 ※ 設置場所は、既存・増築部分のどちらでも可	

【増築した場合のケース】 ※令和6年国住街第 78 号技術的助言参考資料より抜粋

各ケースにおける増築時の考え方	参照頁
・対応不要となる場合の考え方(ケース1)	128 頁
・一体増築における考え方(ケース2・3・4・5)	128～129 頁
・別棟増築における考え方(ケース6・7)	130 頁

ケース1(増築に係る部分が令和6年国交省告示 1074 号第2に該当する場合)

現況

➔

増築後

増築に伴う対応は不要

増築部分(図のケースでは、昇降路部分)が、以下の**令和6年国交省告示 1074 号第2**に該当するか否かを判断する。
 ※ 一体増築または別棟増築のいずれの場合でも同様の取り扱いとなる。
 これらに該当すると見なされる場合、不特定多数利用便所及び車椅子利用者用便所の設置は不要。

- ① 地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近(近傍)にある階
- ② 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階
- ③ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階
- ④ ②、③のほか、管理運営上やむを得ない階

⇒ 昇降路(エレベーター)部分は③に該当するため、新設不要(対応は不要)

ケース2(増築等に係る部分の床面積が各階 2,000 ㎡の場合) ※別棟増築の場合は適用外

現況

➔

増築後①

➔

増築後②

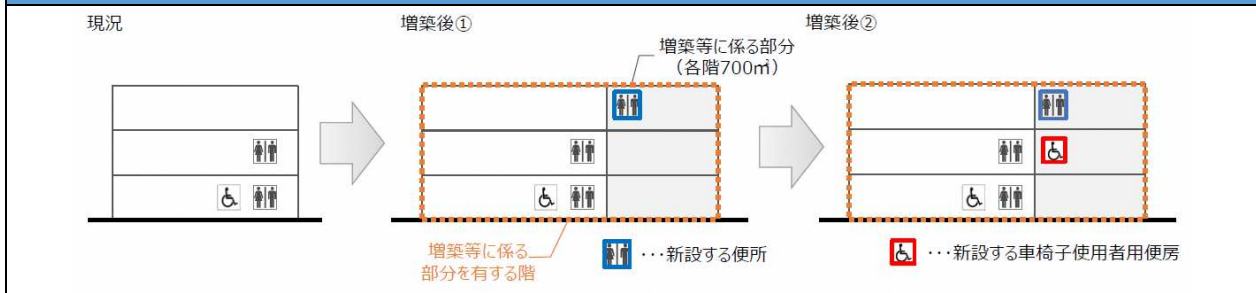
増築等に係る部分有する階

♿ …新設する便所 ♿ …新設する車椅子利用者用便房

まず、①不特定多数利用便所の必要設置数を判断し、次に②車椅子利用者用便房の必要設置数を判断する。
 増築を行わない階(ケース1では4階部分)に既存の不特定多数利用便所があっても、当該便所設置階には車椅子利用者用便房を設置しなくてもよい。

<p>① 不特定多数利用便所の判断</p> <p>必要設置数 3(増築を行う階の数(3)以上が必要となる。)</p> <p>既存の設置数 2</p> <p>⇒ 必要設置数(3)－設置数(2)の1箇所以上を新設</p>	<p>② 車椅子利用者用便房の判断</p> <p>必要設置数 3(増築する階で、便所を設ける階に 1箇所以上)</p> <p>既存の設置数 1</p> <p>⇒ 必要設置数(3)－設置数(1)の2箇所以上を新設</p>
---	--

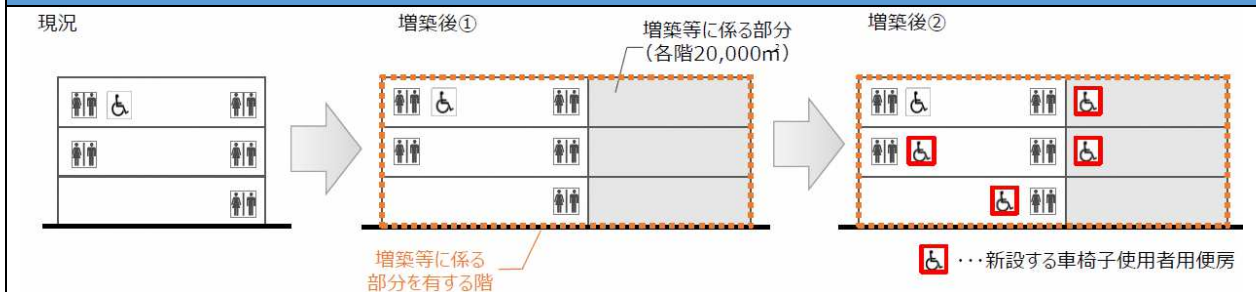
ケース3(増築等に係る部分の床面積が各階 700 m²の場合) ※別棟増築の場合は適用外



まず、①不特定多数利用便所の必要設置数を判断し、次に②車椅子使用者用便所の必要設置数を判断する。
小規模階(1,000 m²未満/階)のため、車椅子使用者用便所の算定は、小規模階の増築面積の合計から判断する。

- | | |
|---|---|
| ① 不特定多数利用便所の判断
必要設置数 3(増築を行う階の数(3)以上が必要となる。)
既存の設置数 2
⇒ 必要設置数(3) - 設置数(2)の1箇所以上を新設 | ② 車椅子使用者用便所の判断
必要設置数 2(増築面積の合計(700 m ² ×3)÷1,000)
既存の設置数 1
⇒ 必要設置数(2) - 設置数(1)の1箇所以上を新設 |
|---|---|

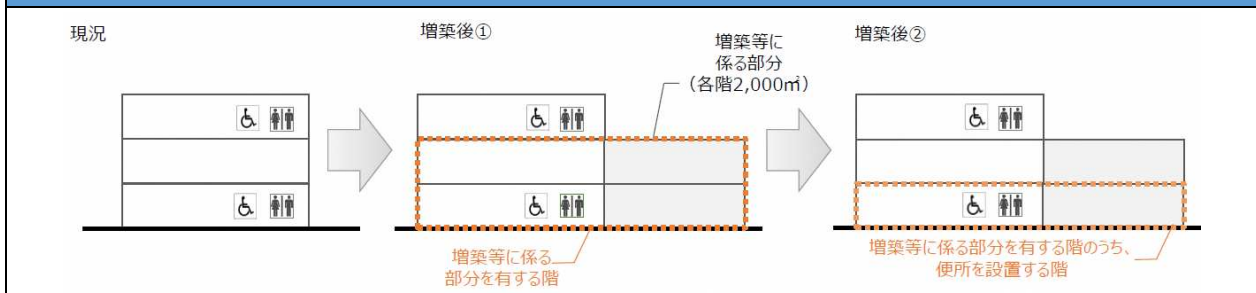
ケース4(増築等に係る部分の床面積が各階 20,000 m²の場合) ※別棟増築の場合は適用外



まず、①不特定多数利用便所の必要設置数を判断し、次に②車椅子使用者用便所の必要設置数を判断する。
大規模階(10,000 m²超/階)のため、車椅子使用者用便房については、階毎に判断する。

- | | |
|--|---|
| ① 不特定多数利用便所の判断
必要設置数 3(増築を行う階の数(3)以上が必要となる。)
既存の設置数 5
⇒ 必要設置数(3) ≤ 設置数(5)のため、 新設不要 | ② 車椅子使用者用便所の判断
3階: 必要設置数 2(3階の①の設置数2 と 2の比較)
既存の設置数 1
⇒ 必要設置数(2) - 設置数(1)の1箇所以上を新設
2階: 必要設置数 2(2階の①の設置数2 と 2の比較)
既存の設置数 0
⇒ 必要設置数(2) - 設置数(0)の2箇所以上を新設
1階: 必要設置数 1(1階の①の設置数1 と 2の比較)
既存の設置数 0
⇒ 必要設置数(1) - 設置数(0)の1箇所以上を新設 |
|--|---|

ケース5(既存部分の便所で必要設置数を満たす場合) ※別棟増築の場合は適用外

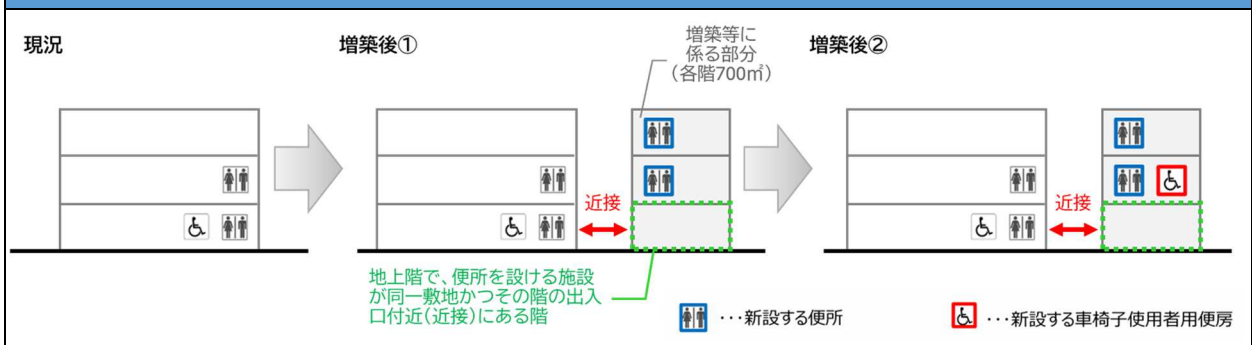


まず、①不特定多数利用便所の必要設置数を判断し、次に②車椅子使用者用便所の必要設置数を判断する。
不特定多数利用便所については、既存部分の設置数に対して、増築に係る部分の階の数以上が設けられているかどうかで判断※する。

※ 増築に係る部分のうち、不特定多数の者等が利用する階に便所が設置されていなくても、構わない。

- | | |
|--|--|
| ① 不特定多数利用便所の判断
必要設置数 2(増築を行う階の数(2)以上が必要となる。)
既存の設置数 2
⇒ 必要設置数(2) ≤ 設置数(2)のため、 新設不要 | ② 車椅子使用者用便所の判断
必要設置数 2(増築する階で、便所を設ける階に1箇所以上)
既存の設置数 2
⇒ 必要設置数(2) ≤ 設置数(2)のため、 新設不要 |
|--|--|

ケース6(同一敷地内における別棟増築の場合(既存棟と増築棟が近接する場合))



別棟増築の場合には、増築部分のみで不特定多数利用便所の必要設置数を満たす必要がある。

増築部分のみで ①不特定多数利用便所の必要設置数を判断し、次に②車椅子使用者用便房の必要設置数を判断※する。

※ ②車椅子使用者用便房の必要設置数の算定にあたっては、一体増築の場合と同様に、既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。(既存建築物と別棟の建築物を一の建築物として扱う。)

1階部分については、「図 16 不特定多数利用便所を設けない階」の①に該当するケース(便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近(近接)にある場合)であれば、不特定多数利用便所の設置は不要。

2階以上の階は、増築部分のみで、増築に係る部分の階の数以上の不特定多数利用便所を設け、不特定多数利用便所の箇所数に応じた車椅子使用者用便房を設ける。

小規模階(1,000 m²未満/階)のため、車椅子使用者用便房の算定は、小規模階の増築面積の合計から判断する。

① 不特定多数利用便所の判断

必要設置数 2(増築を行う階の数(2)以上が必要となる。)

※ 図のケースでは、1階部分に不特定多数利用便所の設置は不要。(令和 6 年国交省告示 1074 号第 2 第 1 号に該当。)

⇒ 増築部分に**必要設置数(2)以上を新設**

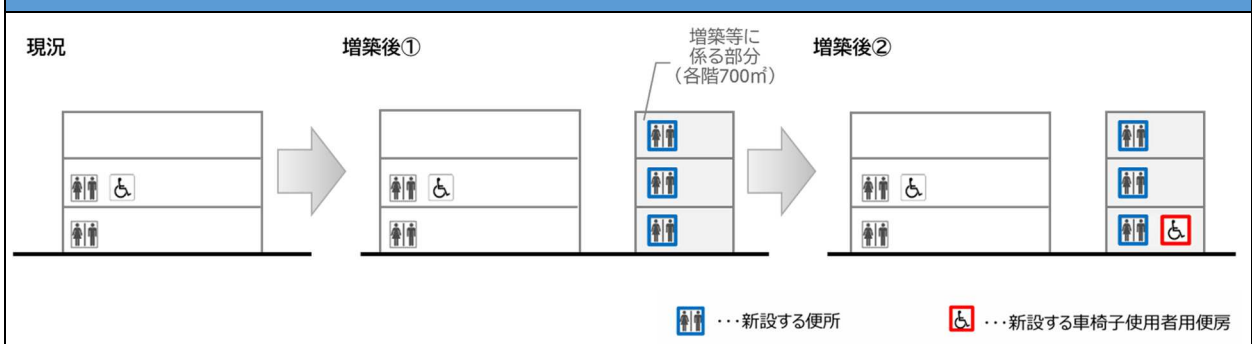
② 車椅子使用者用便房の判断

必要設置数 $2(増築面積の合計(700\text{ m}^2 \times 3) \div 1,000)$

既存の設置数 1(既存建築物と別棟の建築物を一の建築物として扱う。)

⇒ 必要設置数(2) - 設置数(1)の**1箇所以上を新設**

ケース7(同一敷地内における別棟増築の場合)



別棟増築の場合には、増築部分のみで不特定多数利用便所の必要設置数を満たす必要がある。

増築部分のみで ①不特定多数利用便所の必要設置数を判断し、次に②車椅子使用者用便房の必要設置数を判断※する。

※ ②車椅子使用者用便房の必要設置数の算定にあたっては、一体増築の場合と同様に、既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。(既存建築物と別棟の建築物を一の建築物として扱う。)

なお、車椅子使用者用便房の設置位置は、利用に支障が無い位置であれば、設置階は任意であり、既存建築物と別棟の建築物のどちらでも構わない。

小規模階(1,000 m²未満/階)のため、車椅子使用者用便房の算定は、小規模階の増築面積の合計から判断する。

① 不特定多数利用便所の判断

必要設置数 3(増築を行う階の数(3)以上が必要となる。)

⇒ 増築部分に**必要設置数(3)以上を新設**

② 車椅子使用者用便房の判断

必要設置数 $2(増築面積の合計(700\text{ m}^2 \times 3) \div 1,000)$

既存の設置数 1(既存建築物と別棟の建築物を一の建築物として扱う。)

⇒ 必要設置数(2) - 設置数(1)の**1箇所以上を新設**

Q1 政令第 14 条第 1 項の“利用に支障が生じない位置に設ける”とは、すべての階に便所を設置しなければならないということか。

A1 利用に支障が生じる例としては、特定の階に必要な設置数の全ての便所を設ける場合などを想定しており、必ずしも全ての階への設置を求めているものではありません。床面積や利用方法を勘案し、利用する上で支障の無い位置に設ける計画となるよう設計を行ってください。
なお、各階に設けられない計画の場合は、利用に支障が生じないことを確認申請図書の中に明記する必要があり、審査者側で記載されていることを確認する必要があります。

Q2 令和6年国交省告示第 1074 号第2第1号の“地上階で便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近(近接)にある階”について、近接するトイレが確認申請対象敷地外の場合でも認められるか。(同一事業主が、1階の路面商業を複数の敷地を跨いで連続して計画している場合など)

A2 同一敷地内に設けることが原則ですので、令和6年国交省告示第 1074 号第 2 第 1 号には該当しません。
しかし、管理運営上、やむを得ないと判断される場合には設けなくてもよいため、その場合には、その理由とともに設計図書に記載してください。

Q3 「やむを得ないと認められる」ことについて、確認申請書類に何を記載し、どのように審査する必要があるか。また、審査の中で認定手続きが必要となるのか。(令和6年国交省告示第 1074 号第2関係)

A3 設計者が確認申請図書にその理由(床面積が著しく小さい等)を明記し、審査者等はその理由が明記されていることを確認することが考えられます。なお、認定手続きは不要です。

Q4 不特定多数の者等が利用する階から除外する階の「管理運営上設置が困難な階」の定義は。(令和6年国交省告示第 1074 号第2第2号関係)

A4 商業施設の1階等で、人の出入りが多く、便所を設置した場合に管理が困難となる階、または、ホテルの客室のみの階や共同住宅の住戸のみの階で、各部屋に便所が設置されている場合などを想定しています。

Q5 「不特定多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階」や「不特定多数の者等が滞在する時間が短い階」などの具体例を挙げてほしい。(令和6年国交省告示第 1074 号第2第2号関係)

A5 通過動線のみ、駐車場のみの階、ATMのみの階などを想定しています。

Q6 令第 14 条第 1 項について、利用居室が無い階は不特定多数利用便所の設置は不要か。(令和6年国交省告示第 1074 号第2関係)

A6 利用居室の有無によらず、不特定多数の者等の利用があるかどうかで判断することとなります。なお、令和6年国交省告示第 1074 号第 2 各号に該当する場合は、不特定多数の者等の利用があっても便所の設置は不要となります。

Q7 「車椅子使用者用便房のみを設けた階」の場合、車椅子使用者用便房を不特定多数利用便所として兼ねることはできるか。

A7 兼ねることができます。車椅子使用者用便房のみ設ける場合、不特定多数利用便所かつ車椅子使用者用便房とみなすことができます。

Q8 車椅子使用者用簡易型便房のみを設けた階の場合、当該便房を不特定多数利用便所または車椅子使用者用便房として兼ねることはできるか。

A8 当該便房を車椅子使用者用簡易型便房かつ不特定多数利用便所とみなすことができます。
なお、当該便房は車椅子使用者用便房とは異なりますので、車椅子使用者用便房と兼ねることはできません。

Q9 スキップフロア等で同一床レベルの面積が小面積に区分される場合は、階の考え方はどのように適用されるか。

A9 階の考え方は建築基準法と同様の考え方となります。
なお、スキップフロアの利用居室から車椅子使用者用便房までの経路は移動等円滑化経路となるので、段差を設けないなど基準に適合させる必要があります。

Q10 車椅子使用者用便房の設置数の算定に用いる便所設置階の床面積(1,000㎡未満、10,000㎡超)について、不特定多数の者等が利用しない部分(バックヤード等)は不算入としてよいか。

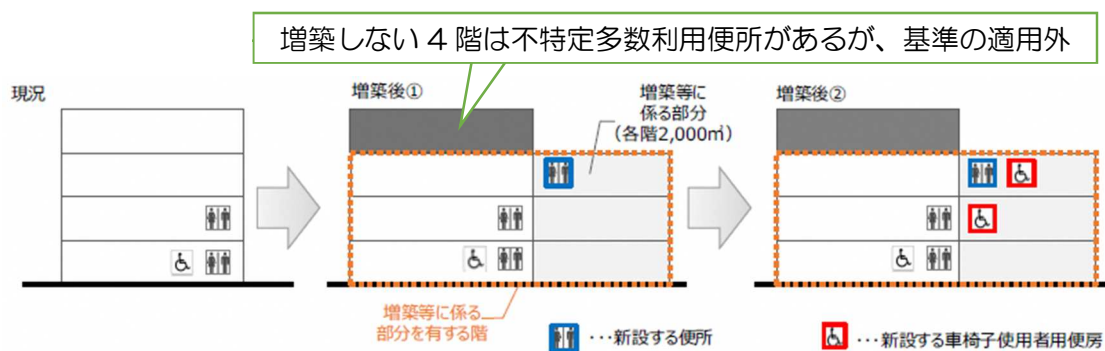
A10 貴見のとおりです。

Q11 小規模階(床面積が1,000㎡未満の階)を有する場合の車椅子使用者用便房の設置数の算定について、小規模階の床面積の合計には、令和6年国交省告示第1074号第2各号の規定により便所を設置していない階の床面積は不算入としてよいか。

A11 すべての小規模階(Q&A10よりバックヤード等を除き、床面積が1,000㎡未満の階)の床面積を合計する必要があります。
なお、便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみは除く。)の数が、小規模階の面積から算定した箇所数より少ない場合、車椅子使用者用便房の数は、便所設置階の数でよい。

Q12 建築物の増築を行う場合で、増築を行わない階に既存の不特定多数利用便所がある場合、当該便所設置階については車椅子使用者用便房を設置しなくてもよいのか。

A12 基準の適用範囲外なので、設置する必要はありません。
以下の例では、既存建物の4階に便所があっても対象外となります。



Q13 スケルトンの状態で確認申請を行うテナントビルの場合、車椅子使用者用便房の設置について、確認申請の際にどのような対応が求められるか。

A13 建築基準法施行規則第1条の3のとおり、確認申請時に不特定多数利用便所及び車椅子使用者用便房の位置、構造を各階平面図に明示する必要があります。(従来から変更なし)
なお、複数の店舗、事務用途が入居するテナントビルについては、テナントの入れ替え等に影響されずに利便性を確保するため、便所・便房を共用部分に設けることに留意してください。(建築標準設計(R7.5版)_P23を参照)

Q14 エレベーターを設置するために、特別特定建築物を増築する場合には、既存部分を含めて、不特定多数利用便所を増築に係る部分を有する階の数以上を設け、加えて、不特定多数利用便所の箇所数に応じた車椅子利用者用便所を設ける必要があるか。

A14 「増築等に係る部分」が昇降路（エレベーター）部分のみの場合には、令和6年国交省告示 1074号第2第2号に該当する（不特定多数の者等の滞在時間が著しく短い等）と見なされるため、不特定多数利用便所の設置を求めません。よって車椅子利用者用便所の設置も不要となります。同様に、「増築等に係る部分」がバックヤード、倉庫や駐輪場等のみを設置する場合においても、令和6年国交省告示 1074号第2第2号に該当するため、不特定多数利用便所及び車椅子利用者用便所の設置は不要となります。

Q15 同一敷地内における別棟増築の場合（※条例 別表第 1 の規模に該当し、増築等に係る部分が令和6年国交省告示 1074号第2に該当しない階である場合に限る）、既存棟部分の各階に不特定多数利用便所が設置されていれば、別棟の増築棟部分には不特定多数利用便所を設ける必要はないか。

A15 別棟の増築棟部分のみで不特定多数利用便所の必要設置数を満たす必要があります。ただし、1階（地上階）部分については、令和6年国交省告示 1074号第2第1号における除外規定に該当すれば設置不要となります。（増築のケース6（同一敷地内における別棟増築の場合）（130頁）を参照）